



鳥取大学 | 鸟取大学

留学生ハンドブック

留学生手冊

1.	はじめに	01
	国際交流センター・国際交流課 事務担当窓口（学部・研究科等）	
2.	生活のための各種手続き	03
	市役所での手続き	1 __ 住居地の届出（住民登録） 2 __ 国民健康保険の加入 3 __ 国民年金の加入 4 __ 家族と一緒に住む場合の手続き
	銀行／郵便局での手続き	1 __ 預金口座の開設 2 __ 公共料金の支払い申請
	出入国・在留に関する手続き	1 __ 広島入国管理局 境港出張所 2 __ 在留カード 3 __ 国際交流センター・国際交流課による代理取次ぎ申請 4 __ 在留期間の更新 5 __ 資格外活動（アルバイト）許可 6 __ 再入国許可申請 7 __ その他の許可申請 8 __ 不法滞在について 9 __ 家族を連れて来日する場合・呼び寄せる場合
3.	住居	11
	鳥取大学留学生宿舍（鳥取地区） アパートを借りる場合 連帯保証人 引越しに必要な手続き 長期間家を空けるとき	
4.	学生生活	15
	留学生サポート 日本語プログラム 各種証明書の発行 授業料 休学・復学・退学 気象警報発令時の休講のお知らせ	
5.	健康	19
	保健管理センター 健康診断 病気になったら 留学生のための保険 子どもの出生・子どもに関する助成制度	

1.	前言	01
	国际交流中心・国际交流课 事务负责窗口（学部・研究科等）	
2.	生活相关手续	03
	市役所手续	1 __ 居住地申报（居民登录） 2 __ 加入国民健康保险 3 __ 加入国民年金 4 __ 和家人一起生活时的手续
	银行 / 邮局手续	1 __ 银行开户 2 __ 公共费用支付申请
	出入国・在留相关手续	1 __ 广岛入国管理局 境港出張所 2 __ 在留卡 3 __ 国际交流中心・国际交流课代理申请 4 __ 在留期间更新 5 __ 资格以外活动（打工）许可 6 __ 再入国许可申请 7 __ 其他许可申请 8 __ 有关非法在留 9 __ 携家人来日本・邀请家人来日本
3.	居住	11
	鸟取大学留学生宿舍（鸟取地区） 租借公寓 连带保证人 搬家必要手续 长期房屋空置时	
4.	学生生活	15
	留学生支援 日语课程 各种证明书发行 课时费 休学・复学・退学 气象警报发布时的停课通知	
5.	健康	19
	保健管理中心 体检 若生病 留学生保险 新生儿出生・儿童相关补助制度	

6.	奨学金	24
	国費留学生のための奨学金 私費留学生のための奨学金	
7.	日常生活	26
	電話 自転車について 自動車・バイクについて 郵便 アルバイト ごみの分別・捨て方	
8.	交通安全・防災	30
	緊急時の連絡先 役立つウェブサイト 交通規則 自転車に乗る時の注意 万が一、交通事故にあったら… 地震がおきたら	
9.	防犯・トラブル	33
	盗難・紛失 日本で生活するうえで気をつけること 学生の懲戒	
10.	卒業・修了後の手続き	37
	住居の退去・各種解約手続き 市役所での手続き 在留資格に関する手続き 進路等に関する調査 帰国前の手続きチェックリスト	
11.	資料	41
	大学内施設	鳥取大学附属図書館 総合メディア基盤センター キャリアセンター 鳥取大学生協（Co-op） トレーニングルーム（鳥取地区体育施設内） 多文化交流室（地域学部棟2階） 利用可能なパソコンについて
	便利な大学周辺施設一覧	鳥取・米子市役所 鳥取県国際交流財団 鳥取市国際交流プラザ 県立図書館（鳥取市） 鳥取県立布勢総合運動公園（鳥取市）
	キャンパスマップ	44

6.	奖学金	24
	国费留学生奖学金 私费留学生奖学金	
7.	日常生活	26
	电话 自行车 自动车・摩托车 邮政 打工 垃圾分类・丢弃法	
8.	交通安全・防灾	30
	紧急联络方式 相关网站 交通规则 自行车注意事项 万一发生交通事故… 发生地震时	
9.	防范・纠纷	33
	被盗・遗失 生活注意事项 学生惩戒	
10.	毕业・结业后的手续	37
	搬离居住地・各种解约手续 市役所手续 在留资格相关手续 升学・就业等相关调查 回国前确认事宜	
11.	资料	41
	大学内设施	鸟取大学附属图书馆 综合媒体基础中心 职业中心 鸟取大学生协（Co-op） 健身房（鸟取校区体育设施内） 多文化交流室（地区学部栋2楼） 可以使用的电脑
	大学周边设施一覧	鸟取・米子市役所 鸟取县国际交流财团 鸟取市国际交流plaza 县立图书馆（鸟取市） 鸟取县立布势综合运动公园（鸟取市）
	校园地图	45

1. はじめに

国際交流センター・国際交流課

国際交流センターは、鳥取大学の国際化について企画・立案をしたり、外国人留学生や海外留学を希望する学生に対して、必要な教育や指導の助言などを行うことで、鳥取大学の国際交流の推進に寄与することを目的としています。

国際交流課は、国際交流センターや国際交流に関する事務の他に、留学生宿舍の事務、外国人留学生や海外留学を希望する学生や外国人研究者に対する事務全般を行なっています。

■ 国際交流課の連絡先（鳥取地区・米子地区共通）

電話番号 [平日] 8:30～17:15	0857-31-5056（学生交流係） 0857-31-5010（国際交流係）
緊急連絡先 24時間対応	090-7541-9245（留学生サポートデスク）
Email	kokuko-gaku@ml.adm.tottori-u.ac.jp（学生交流係）
FAX	0857-31-6065

- 学生交流係：留学生や日本人学生の海外留学に関する事務をしています。
- 国際交流係：学術交流協定や外国人研究者に関する事務をしています。

[業務時間] 月～金曜日 8:30～17:15

■ 米子地区の留学生事務担当（学務課学生係）の連絡先

電話番号 [平日] 8:30～17:15	0859-38-7100
緊急連絡先 24時間対応	090-7541-9245（留学生サポートデスク）
Email	me-gakusei@ml.adm.tottori-u.ac.jp

■ 国際交流・留学情報ホームページ

国際交流センターは、ホームページで情報提供を行なっています。奨学金の情報や、入国管理に関する情報、住宅情報などを発信しているので、ふだんからチェックしておいてください。米子地区の留学生もホームページは必ずチェックしてください。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp>



1. 前言

国际交流中心・国际交流课

国际交流中心为促进鸟取大学的国际化进程, 策划, 立项国际交流活动, 向外国留学生和希望出国留学的日本学生提供必要的指导和建议, 以推动鸟取大学国际交流事业为目的。

国际交流课除了国际交流中心和国际交流相关事务, 还负责留学生宿舍管理事务, 外国留学生和日本学生留学以及外国研究人员相关的所有事务。

■ 国际交流课的联络方式（鸟取校区・米子校区通用）

电话号码 [平日] 8:30～17:15	0857-31-5056（学生交流系） 0857-31-5010（国际交流系）
紧急联络 24小时应对	090-7541-9245（留学生支援专用）
Email	kokuko-gaku@ml.adm.tottori-u.ac.jp（学生交流系） kokuko-koku@ml.adm.tottori-u.ac.jp（国际交流系）
FAX	0857-31-6065

- 学生交流系：负责留学生及日本学生海外留学事务。
- 国际交流系：负责学术交流协议及外国人研究者事务。

[工作时间] 周一～周五 8:30～17:15

■ 米子校区的留学生事务（学务课学生系）联络方式

电话号码 [平日] 8:30～17:15	0859-38-7100
紧急联络 24小时应对	090-7541-9245（留学生支援专用）
Email	me-gakusei@ml.adm.tottori-u.ac.jp

■ 国际交流 留学信息网站

国际交流中心通过网站提供各类信息。定期发布奖学金信息, 入国管理信息, 住宅信息等, 请随时关注。米子校区的留学生请同时关注该网站信息。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp>



事務担当窓口（学部・研究科等）

学部・研究科	担 当	電話番号	Email
・地域学部 ・持続性社会創生科学研究科 地域学専攻	地域学部教務係	0857-31-5077	reg-kyoumu@ ml.adm.tottori-u.ac.jp
・医学部 ・医学系研究科	米子地区 学務課学生係	0859-31-7100	me-gakusei@ ml.adm.tottori-u.ac.jp
・工学部 ・持続性社会創生科学研究科 工学専攻 ・工学研究科	工学部教務係	0857-31-5186	en-kyoumu@ ml.adm.tottori-u.ac.jp
・農学部 ・持続性社会創生科学研究科 農学専攻国際乾燥地科学専攻	農学部教務係	0857-31-5342	ag-kyoumu@ ml.adm.tottori-u.ac.jp
・連合農学研究科	農学部 連大学務係	0857-31-5446	ag-rengaku@ ml.adm.tottori-u.ac.jp
・共同獣医学研究科	農学部 共同獣医係	0857-31-5365	ag-kyoudouj@ ml.adm.tottori-u.ac.jp

事务联络窓口（学部・研究科等）

学部・研究科	负责部门	电话号码	Email
・地域学部 ・可持续社会创生科学研究科 地域学专攻	地域学部教务系	0857-31-5077	reg-kyoumu@ ml.adm.tottori-u.ac.jp
・医学部 ・医学系研究科	米子校区 学务课学生系	0859-31-7100	me-gakusei@ ml.adm.tottori-u.ac.jp
・工学部 ・可持续社会创生科学研究科 工学专攻 ・工学研究科	工学部教务系	0857-31-5186	en-kyoumu@ ml.adm.tottori-u.ac.jp
・农学部 ・可持续社会创生科学研究科 农学专攻国际干旱地科学专攻	农学部教务系	0857-31-5342	ag-kyoumu@ ml.adm.tottori-u.ac.jp
・连合农学研究科	农学部 连大学务系	0857-31-5446	ag-rengaku@ ml.adm.tottori-u.ac.jp
・共同兽医学研究科	农学部 共同兽医系	0857-31-5365	ag-kyoudouj@ ml.adm.tottori-u.ac.jp

2. 生活のための各種手続き

市役所での手続き

1_ 住居地の届出（住民登録）

日本に3ヵ月を超えて滞在する外国人は、住居地を決めた日から14日以内に、市役所で住居地の住所を登録しなければなりません。登録の遅れや、うその届出をすると、罰金や在留資格の取り消しとなることがありますので、注意してください。主要な空港から入国した際に在留カードを交付されていても、住居地は必ず市役所に届出てください。

持って行くもの

- ① パスポート
- ② 在留カード（新規渡日者で、空港で在留カードが交付されなかった場合は不要）
- ③ 住居異動届（市役所のホームページからダウンロードできます）

住所が変わったとき

14日以内に、市役所で以下の手続きをしなければなりません。

■ 鳥取市内または米子市内で引越をする場合

上記の「必要なもの」①～③を持参し、新しい住所を登録してください。

■ 他の市から鳥取市または米子市に転入する場合

上記の「必要なもの」①～③に加えて、以前住んでいた地区の役所でもらった「転出証明書」を持参し、新しい住所を登録してください。

住民登録についての連絡先

■ 鳥取地区：鳥取市役所本庁舎 市民総合窓口（市民課）

[月～金] 8:30～19:00（毎月最終水曜日は17:15まで）、[土日（祝日は除く）] 8:30～17:15
電話：0857-20-3493 / Email: shimin@city.tottori.lg.jp
<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1190266593003/index.html>

■ 米子地区：米子市役所 市民課

[月～金] 8:30～17:00 / 電話：0859-23-5144 / Email: shimin@city.yonago.lg.jp
<https://www.city.yonago.lg.jp/1147.htm>

マイナンバー制度

- 「マイナンバー」とは、国民ひとりひとりが持つ12桁の番号で、税・社会保障・災害対策で、個人の情報を管理するために活用されています。住民登録が終わると、数週間後に「個人番号通知書」が簡易書留（27ページ参照）で届きます。
- 「マイナンバーカード」とは、マイナンバーに関する手続きにおいて、番号と身元を1枚で確認でき、公的な身分証明書として使用できるカードです。

※マイナンバーカードの取得には申請が必要です。個人番号通知書に同封されている説明書を参考に申請してください。

アルバイトを始めるときや、引っ越しや帰国の場合などの市役所の手続きに必要なになりますので、帰国まで必ず大切に保管してください。

2. 生活相关手续

市役所手续

1_ 居住地申报（居民登录）

居住3个月以上的外国人，在住所确定后的14日内，请至市役所登记住址。延迟登录或不实申报，会被罚款或取消在留资格，请注意。即使在入国时已经从机场取得了在留卡，依然需要到市役所申报住址。

携带物品

- ① 护照
- ② 在留卡（未在机场领取的人至市役所申请）
- ③ 住所变更申请表（市役所网站可下载）

居住地址变更时

14日以内，在市役所办理以下手续。

■ 如在鸟取市内或米子市内搬家

登记新址时，请持①～③物品。

■ 如从他市转入鸟取市或米子市

登记新址时，除了①～③外，还需前居住地市役所出具的「转出证明」。

居民登录的联络方式

■ 鸟取地区：鸟取市役所本庁舎 市民综合窗口（市民课）

[周一～周五] 8:30～19:00（每月最后一个周三截止 17:15），[周六日（国定假日除外）] 8:30～17:15
电话：0857-20-3493 / Email: shimin@city.tottori.lg.jp
<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1190266593003/index.html>

■ 米子地区：米子市役所 市民课

[周一～周五] 8:30～17:00 / 电话：0859-23-5144 / Email: shimin@city.yonago.lg.jp
<https://www.city.yonago.lg.jp/1147.htm>

MyNumber制度

- 「MyNumber」是国民每个人都拥有的12位数字，在税收、社会保障和灾害对策方面，便于个人信息管理。住民登录结束数周后，「个人号码通知书」将通过简易挂号信（参照27页）送达本人。
- “MyNumber卡”是指在办理相关手续时，可以用1张卡确认本人号码和身份，可以作为官方身份证明使用的卡。

※取得MyNumber卡需要申请。请参考个人号码通知书里的附件说明进行申请。

准备打工、搬家、回国时，在市役所办理手续时都会用到，回国前请务必妥善保管。

2 国民健康保険の加入

日本に3ヵ月を超えて滞在し、在留資格「留学」を有する留学生は、国民健康保険に加入する義務があります。この保険に加入すると、医療費の自己負担額が30%となります。ただし、死亡、事故、紛失、火災、損害賠償等は補償されません。不測の事態に備え、22ページの「各種保険について」を参考に、その他の保険にもあわせて加入してください。

※在留資格が「短期滞在」または「留学（在留期間3ヵ月）」の場合は、国民健康保険に加入できません。渡日前に、旅行保険等に参加することをおすすめします。

※国民健康保険が使えない治療（健康診断、予防接種、美容整形、正常な出産など）もあり、その場合は100%自己負担になります。

持って行くもの

- ① パスポート
- ② 在留カード
- ③ 申請書（役所にあります）

利用方法

- 国民健康保険に加入すると、保険証が発行されます。病院へ行くときは、必ず保険証を持って行き、受付で提示してください。旅行の際にも必ず携帯してください。
- 保険証は毎年更新されます。
- 新しい保険証は有効期限前（7月中旬）に、簡易書留（27ページ参照）で届きます。ただし、保険料を支払っていない人は、市役所の窓口へ行って更新の手続きをします。

保険料

保険料は前年の収入で決定します。収入が0円の場合、保険料が軽減されます。毎年2月頃、市役所から「国民健康保険料所得簡易申告書」が届く場合があります。収入を確認するための書類なので、必ず返信（郵送）してください。

保険料の支払い方法

納付通知書：手続き後1～2ヶ月で保険料の「納付通知書」（年度末までの請求書）が届きます。

支払い方法：通知書には、以下2種類の支払い方法が書かれた用紙が入っています。

- 1) 「全期」：全額まとめて支払うための用紙
- 2) 「1期～10期」：保険料を数回に分けて支払うための用紙

※1年未満で帰国する人は、自分が滞在する期間までの支払いをしてください。
※多く払い過ぎた場合、解約時に返金されます。
※期限内に支払いをしない場合、「督促状」が届きますので、気をつけてください。

国民健康保険・国民年金についての連絡先

■ **鳥取地区**：鳥取市役所本庁舎 保険年金課

[月～金] 8:30～17:15 電話：0857-30-8221 / Email:hoken@city.tottori.lg.jp
<https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/1187741868320/index.html>

■ **米子地区**：米子市役所 保険課

[月～金] 8:30～17:00 / 電話：0859-23-5121 / Email:hoken@city.yonago.lg.jp
<https://www.city.yonago.lg.jp/3837.htm>

2 加入国民健康保険

具有「留学」在留資格の留学生、有义务加入国民健康保険。加入保険后、医疗费的自我负担额将变为30%。但死亡、事故、遗失、火灾、损害赔偿等、不在该保险范围内。
为以防万一，请参阅第22页「各类保险」，建议加入相关保险。

※在留資格が「短期在留」或「留学（3个月以内）」者，无法加入国民健康保険。赴日本前，建议加入旅行保险等。
※国民健康保険无法使用的治疗项目，如：体检，预防接种，美容整形，婴儿顺产等，此类项目自我负担额为100%。

携帯物品

- ① 护照
- ② 在留卡
- ③ 申请书（役所内有）

使用方法

- 加入国民健康保険后，可获得保险证。就诊时请务必携带保险证，并出示给前台。旅行时请务必随身携带。
- 保险证需要每年更新。
- 新保险证会在有效期前（7月中旬），用挂号信（参阅第27页）寄至本人。尚未支付保险费者，请到市役所窗口办理更新手续。

保险费

保险费依照前一年的收入而决定。收入0日元者，保险费可减免额度。毎年2月前后，市役所会寄出「国民健康保険费所得簡易申告書」。因为是确认收入的文件，请务必邮寄回信。

保险费支付方式

缴纳通知书：完成手续1～2个月后，「缴纳通知书」会寄至本人。

支付方式：缴纳通知书内含2种支付方式，可选择填报。

- 1) 「全期」：全额支付单
- 2) 「1期～10期」：保险费分期支付单

※不满1年回国者，请支付到回国当月末。
※如有多付，解约时可退款。
※如规定期限内没有支付，将收到催缴通知，请留意。

国民健康保険・国民年金の联络方式

■ **鸟取地区**：鸟取市役所本庁舎 保険年金課

[周一～周五] 8:30～17:15 电话：0857-30-8221 / Email:hoken@city.tottori.lg.jp
<https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/1187741868320/index.html>

■ **米子地区**：米子市役所 保険課

[周一～周五] 8:30～17:00 电话：0859-230-5121 / Email:hoken@city.yonago.lg.jp
<https://www.city.yonago.lg.jp/3837.htm>

3 _ 国民年金の加入

20歳以上であれば、外国人も国民年金に加入する義務があります。ただし、所得の少ない学生が納付を先送り（猶予）できる制度があります。1の住民登録後に、市役所の保険年金課で手続きをしてください。**下記の国民年金の先送り申請は、毎年度（4月頃）行う必要があります。**

■ 正規生の場合

「学生納付特例制度」を申し込むことができます。後日公布される年金手帳を大切に保管してください。

■ 非正規生（特別聴講学生・研究生）の場合

「一般の免除申請」を行なってください。

4 _ 家族と一緒に住む場合の手続き

日本に家族を呼び寄せ、一緒に住む場合は、家族も市役所で住民登録の申請を行います。申請には、**①** 家族の分のパスポート、**②** 在留カード、**③** 届出書と、**④** 留学生と家族の身分関係を証明する文書（戸籍謄本、結婚証明書、出生証明書などいずれか）が必要です。

〈市役所で上記の手続きをしてから、約1ヶ月後に届く書類〉

- ・住民登録：個人番号通知書
- ・国民健康保険：納付通知書
- ・国民年金：年金振込通知書（免除申請をした人は、受け取っても使用する必要はありません）

〈鳥取市役所コールセンター〉

電話：0857-22-8111（年中無休です）

Email：tori-call@city.tottori.lg.jp

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1567163330498/index.html>

3 _ 加入国民年金

20歳以上の外国人、有义务加入国民年金保険。收入少の学生、可了解延迟缴纳制度。完成居民登录后、请在市役所年金课办理保险手续。**国民年金支付延迟申请，需在每年4月份办理。**

■ 正规生

可申请「学生缴纳特例制度」。请妥善保管之后颁发的年金手册。

■ 非正规生（特别听讲生・研究生）

请办理「一般免除申请」。

4 _ 和家人一起生活时的手续

如果与家人一起在日本生活，家人同样要在市役所办理居民登录申请。申请时，需要**①** 家人护照，**②** 在留卡，**③** 申请表，**④** 亲属关系证明（户口簿，结婚证，出生证明等）。

〈在市役所完成上述手续，约1个月后收到的文件〉

- ・居民登录：个人号码通知书
- ・国民健康保险：缴纳通知书
- ・国民年金：年金汇款通知书（已提出免除申请者，可忽略）

〈鸟取市役所呼叫中心〉

电话：0857-22-8111（全年无休）

Email：tori-call@city.tottori.lg.jp

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1567163330498/index.html>

郵便局／銀行での手続き

1 預金口座の開設

奨学金の受取りに預金口座の開設が必要な人は、次の事項を参考にして、普通預金口座を開設してください。また、**手続きにはできるだけ日本語のわかる学生と一緒に行ってください。**

※口座開設後、申請をした人には約1週間後に「キャッシュカード」が届きます。なくさないようにしましょう。

ゆうちょ銀行預金口座開設に必要なもの

国費留学生の場合は、「ゆうちょ銀行総合口座」を必ず開設してください。

- ① パスポート
- ② 在留カード
- ③ 学生証
- ④ 印鑑（中国語圏の留学生のみ）

鳥取銀行／山陰合同銀行の預金口座開設に必要なもの

- ① パスポート
- ② 在留カード
- ③ 印鑑
- ④ 在学証明書（入国後1年以上経過している場合は必要ありません。証明書の発行は16ページを参照してください。）

非居住者円普通預金口座開設に必要なもの

鳥取銀行や山陰合同銀行で普通預金口座を開設できるのは、本学の在籍期間が1年以上の場合です。在籍期間が1年未満の場合で、どうしても銀行で口座を開設したい場合は、「非居住者円普通預金」口座を開設してください。

- ① パスポート
- ② 在留カード
- ③ 印鑑

2 公共料金の支払い申請

電気・ガス・水道の公共サービス使用料（公共料金）の支払いは、銀行・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストアで行うことができます。また、預金口座の振替で自動払いする方法や、クレジットカードで支払う方法もあります。

その他、詳しい内容は各窓口で聞いてください。

郵便局／銀行	電話番号	窓口営業時間（月～金曜日）
郵便局 湖山支店	0857-28-2210	9:00～16:00 （郵便窓口は17:00まで）
郵便局 湖山北郵便局	0857-31-4879	
鳥取銀行 湖山支店	0857-28-1500	9:00～15:00
山陰合同銀行 湖山出張所	0857-28-5111	

邮局／银行手续

1 银行开户

领取奖学金需要开户者, 请参考下列事项, 开设普通存款帐户。办理手续时, **需要精通日语者陪同。**

※开户本人会在一周后收到银行卡, 请勿遗失。

在邮政储蓄银行开户所需物品

国费留学生, 请务必开设「邮政储蓄银行综合账户」。

- ① 护照
- ② 在留卡
- ③ 学生证
- ④ 印鉴（仅中文语系留学生）

鸟取银行／山阴合同银行的开户所需物品

- ① 护照
- ② 在留卡
- ③ 印鉴
- ④ 在学证明书（入国1年以上者, 不需要提供）

非居住者普通存款帐户开户所需物品

在鸟取银行及山阴合同银行开户, 在留时间不满一年, 确实需要开户的人, 请开设「非居住者普通存款帐户」。

- ① 护照
- ② 在留卡
- ③ 印鉴

2 公共费用支付申请

水电费, 燃气费等公共服务使用费（公共费用）, 可在银行, 邮政储蓄银行, 便利店缴纳, 也可办理帐户自动扣款, 信用卡支付。

其他, 详细内容请咨询各窗口。

邮局／银行	Tel	窗口营业时间（周一～周五）
邮局 湖山支店	0857-28-2210	9:00～16:00 （邮政17:00结束）
邮局 湖山北邮局	0857-31-4879	
鸟取银行 湖山支店	0857-28-1500	9:00～15:00
山阴合同银行 湖山出張所	0857-28-5111	

出入国・在留に関する手続き

1 広島出入国在留管理局 境港出張所

- ・住所：〒684-0055 鳥取県境港市佐斐神町1634 米子空港ビル3階
- ・電話：0859-47-3600 / FAX：0859-47-3601
- ・受付時間：月～金曜日（祝日除く）9：00～12：00 / 13：00～16：00
- ・外国人在留総合インフォメーションセンター：0570-013904（IP、PHS、海外：03-5796-7112）

[出入国在留管理局] www.immi-moj.go.jp

各種申請に必要な書類等については、国際交流HPから確認してください。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/necessary-documents-Immigration3>



2 在留カード

鳥取大学で留学生として研究・学習するための在留資格は、「留学」です。主要空港（成田・羽田・中部・関西）から日本に新たに入国した場合はその場で公布されます。それ以外の港・空港から入国した場合は、市役所で届出をした住居地の住所に、在留カードが後日郵送されます。

在留カードは常に携帯してください。

- ※在留資格が「留学（在留期間3ヵ月）」で入国した場合は、在留カードは交付されません。
- ※在留カードの盗難・紛失等については33ページを参照してください。

在留資格「留学」での在留期間

3ヵ月、6ヵ月、1年、1年3ヵ月、2年、2年3ヵ月、3年、3年3ヵ月、4年、4年3ヵ月

在留カードに書かれた内容が変更する場合

在留カードを変更・更新したときは、必ず国際交流課までお知らせください。

■ 住所が変更になる場合

すみやかに、市役所で住居地の変更手続きを行なってください。

■ 上記以外（氏名、性別、国・地域）の変更等が生じた場合

14日以内に広島出入国在留管理局境港出張所へ行き、変更手続きを行なってください。

■ 所属機関の名称・所在地に変更があった場合

変更が生じた日から14日以内に、出入国在留管理局境港出張所へ行く、もしくは広島出入国在留管理局に郵送するか、インターネットから届出をしてください。

所属機関に関する届出は、留学生本人が行う必要があります（取次申請はしません）。

※届出義務違反には罰則がありますので、必ず届出をしてください。

出入国・在留相关手续

1 广岛出入国在留管理局 境港出張所

- ・地址：〒684-0055 鸟取县境港市佐斐神町1634 米子机场大楼3楼
- ・电话：0859-47-3600 / FAX：0859-47-3601
- ・受理时间：周一～周五（国定假日除外）9：00～12：00 / 13：00～16：00
- ・外国人在留综合咨询中心：0570-013904（IP、PHS、海外：03-5796-7112）

[出入国在留管理局] www.immi-moj.go.jp

各种申请所需清单及表格，请至国际交流网站确认。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/necessary-documents-Immigration3>



2 在留卡

在鸟取大学研究、学习的留学生，其在留资格为「留学」。从主要机场（成田・羽田・中部・关西）入国时，可取得在留卡。从其他港口，机场入国者，在市役所完成居住登记后，市役所会将留卡寄至本人登记的住址。

请随身携带在留卡。

- ※在留资格为「留学（3个月内）」的入国者，没有在留卡。
- ※在留卡如被盗，遗失等，请参照33页。

在留资格为「留学」的在留期间

3个月，6个月，1年，1年3个月，2年，2年3个月，3年，3年3个月，4年，4年3个月

在留卡登记的内容发生变更时

在留卡内容变更或更新时，请务必通知国际交流课。

■ 居住地址变更时

请尽快至市役所办理手续。

■ 上述以外的姓名、性别、国籍、地区变更时

请在14日以内至广岛出入国在留管理局境港出張所，办理变更手续。

■ 所属机构名称，所在地有变更时

从变更之日起14日内，请至出入国在留管理局境港出張所，或将表格邮寄至广岛出入国在留管理局，或从网络提交。
所属机构变更手续，需要留学生本人亲自前往，不能代理。

※违反申报义务会有罚则，请务必申报。

3 国際交流センター・国際交流課による代理取次ぎ申請

毎月、国際交流センターと国際交流課の教職員が代理で、広島出入国在留管理局境港出張所へ書類を毎月持参し、申請の取次を行います。ただし、代理の申請取次であっても、出入国在留管理局から本人への聴取・出頭を求められることがあります。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-immigration-about>

取次申請のための書類受付期間

申請取次日の前週のうち2日間を受付期間としています。書かれた内容の確認などに時間がかかるため、早めに準備を始めてください。出入国在留管理局への持参日は、国際交流センターホームページでお知らせします。

※取次ぎは基本的にオンライン申請のため、入管に行かない月もあります。

取次申請の対象者

- ① 外国人研究者（大学で正式に受入れを行う者）
- ② 外国人留学生
- ③ 外国人研究者、外国人留学生の配偶者や子
（ただし、外国人研究者・留学生と同時に入国するときの、在留資格認定申請のみ）

取次申請ができる事項

- ① 在留資格認定証明書交付申請
- ② 在留期間更新許可申請
- ③ 資格外活動許可申請
- ④ 再入国許可申請（みなし再入国許可以外）

4 在留期間の更新

決められた在留期間を超えて大学に在学する場合に必要です。在留期間の満了する日の3ヵ月前から、更新申請ができます。自分の在留期限を確認し、更新申請をし忘れないように注意してください。オーバーステイ（超過滞在）は強制退去となる場合があります。

※在留期間が更新されると、申請前に取得していた「資格外活動許可」や「再入国許可」は無効になります。必要な場合は、再度申請してください。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/necessary-documents-Immigration3#更新>

※更新の時期が近づいた人には国際交流課よりメール等でリマインドします。

3 国际交流中心・国际交流课代理申请

国际交流中心及国际交流课的教职员，每月会携带申请材料至出入国在留管理局境港出張所办理代理申请。虽可代理申请，必要时出入国在留管理局也会向本人了解情况。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-immigration-about>

代理申请文件的受理期间

申请代理日前一周，安排2天受理。确认填写内容需要时间，请尽早准备。前往出入国在留管理局的时间，会在国际交流网站通知。

※基本采用在线申请，当月也有可能不去入国管理局。

代理申请对象

- ① 外国人研究者（大学正式接收者）
- ② 外国人留学生
- ③ 外国人研究者，外国人留学生配偶及子女
（与外国人研究者・留学生同时入国时，仅代理在留资格认定申请）

可代理申请事项

- ① 在留资格认定证明书交付申请
- ② 在留期间更新许可申请
- ③ 资格以外活动许可申请
- ④ 再入国许可申请（视同再入国许可除外）

4 在留期间更新

超过规定的在留期间，需继续在校学习者，可在满期前3个月内申请。请注意自己的在留期限，并申请更新，逾期在留，可能会被强制遣返。

※在留期间更新后，更新前取得的「资格外活动许可」及「再入国许可」即无效。如需要，请重新申请。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/necessary-documents-Immigration3#更新>

※国际交流课会通过邮件等方式提醒更新时期临近的人。

5 資格外活動（アルバイト）許可

留学生がアルバイトをする場合に必要です。「留学」の在留資格で報酬を受けることは原則としてできません。ただし、事前に「資格外活動許可」を得られればアルバイトを行うことができます。

学期中は1週間に28時間以内、長期休業期間中は1日8時間かつ週40時間までであれば許されます。アルバイト情報等については28ページを参照してください。

※本学でTA・RA・チューターを行う場合や、継続しない短期の活動で報酬を得る場合は、この資格外活動許可は必要ありません。

※休学中は、資格外活動（アルバイト）は認められません。違法行為になります。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-life-job>

6 再入国許可申請

一時的な帰国や、旅行等で日本を出国し、再び日本に入国することを再入国といいます。短期間であっても、必ず下記の内容を確認してください。指導教員の許可をもらってから、所属学部・研究科の教務係（学生係）への連絡を必ず行なってください。また、短期間でも日本を一時的に出国する場合は、「海外渡航届」を提出してください。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/necessary-documents-Immigration3#再入国>

再入国許可

出国後1年以上経過した後、許可されている在留期間内に再入国し、再び日本での活動を続ける場合は、日本出国前に「再入国許可」を受けておけば、再入国のために改めてビザを取得する必要がなくなります。再入国には、一回限り有効な「一次有効許可（手数料3,000円）」と、有効期限内なら何回でも出入国可能な「数次有効許可（手数料6,000円）」の2種類があります。

みなし再入国許可

出国後1年以内に、日本での活動を続けるために再入国する場合は、「再入国許可」を受ける必要はありません。この制度を「みなし再入国許可」といいます。ただし、以下の注意が必要です。

注意1：在留期限が1年以内に切れる場合は、在留期限までに再入国をしてください。

注意2：みなし再入国の手続きで出国したときは、その有効期間を海外で延長することはできません。

注意3：出国時に、「再入国出国用EDカード」の「みなし再入国許可による出国の意図表明」欄にチェックをしてください。チェックを忘れると、入国できない場合があります。



海外渡航届の提出

調査実習や学会、親族訪問・帰国・観光等で日本を一時出国するときは、「海外渡航届」を学務支援システムからオンライン登録し、プリントアウトして所属する学部・研究科の教務係（学生係）に提出してください。

[海外渡航届について]

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/safety-info-travel-notification>



5 资格以外活动（打工）许可

留学生打工，需要申请。在留资格「留学」者，原则上不能从事获得薪酬的工作。只有事前取得「资格外活动许可」者，允许打工。

学期内允许一周28小时以内，假期一天8小时或每周40小时以内。有关打工信息等，请参照28页。

※在校内从事TA・RA、教师助手，或不可持续的短期取得报酬的活动，不需资格外活动许可。

※休学中不可进行资格以外活动。此为违法行为。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-life-job>

6 再入国许可申请

短期回国或旅游离开日本后，再次进入日本，称为再入国。短期回国者，在获得指导教员许可后，请务必与所属学部・研究科的教务系（学生系）联系。短期离境也需提交出国手续申请。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/necessary-documents-Immigration3#再入国>

再入国許可

出国超过一年，于在留期限内再次以同样资格返回日本者，在离开日本前取得「再入国許可」者，再次入国不需重新申请签证。再入国共分一次有效的「一次有效許可（手续费3,000日元）」，及有效期限内可多次出入的「数次有效許可（手续费6,000日元）」两种。

视同再入国許可

出国后一年内，再次以同样资格返回日本者，不需要申请「再入国許可」，此制度称为「视同再入国許可」。需注意以下事项。

注意1：如在留期限将于一年内到期，请于在留期限内再次入国。

注意2：以视同再入国手续出国者，不能在海外延长有效期限。

注意3：出国时，请在「再入国出国用EDカード」的「视同再入国許可の出国意图表明」栏完成选项，否则可能无法再次入国。



提交出国申请

因调研实习，学术会议，探亲，回国，旅游等暂时离开日本者，请在学务支持系统网络上提交出国申请，打印后交给所属学部・研究科教务系或学生系相关人员。

[有关出国申请]

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/safety-info-travel-notification>



7_ その他の許可申請

在留資格変更許可

卒業、修了、退学等の際には、帰国・他大学進学の場合をのぞき、すみやかに在留資格の変更を申請してください。この申請は、申請者本人が出入国在留管理局で申請をしてください。詳細は7ページを参照してください。

留学中に子どもが産まれた場合

30日以内に「在留資格取得（出生）」申請を行い、在留資格を取得してください。この申請は、必ず子どもの父または母が申請をしてください。詳細は23ページを参照してください。

証印を別のパスポートに移す場合の証印転記申請

この申請は、申請者本人が出入国在留管理局で申請を行なってください。

8_ 不法滞在について

■ 在留期間を超えて滞在を続けた場合、「不法滞在」として処罰の対象となります。

■ 鳥取大学を卒業・修了・退学後に学生の身分ではなくなった場合、たとえ在留期間が残っていたとしても、在留資格「留学」では日本に滞在することはできません。

■ 就職等を理由に卒業後も日本に滞在する場合は、在留資格を変更してください。詳細は23ページを参照してください。

[在留資格の変更について]

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/necessary-documents-Immigration3#変更>

9_ 家族を連れて来日する場合・呼び寄せる場合

在留資格「留学」を持つ留学生の、夫または妻や子どもは、在留資格「家族滞在」で日本に滞在することができます。申請には、留学生と申請人である家族との身分関係を証明する文書（戸籍謄本、結婚証明書、出生証明書などいずれか）が必要です。

※家族が日本に90日以内の「短期滞在」をする場合は、在留資格「家族滞在」の申請は必要ありません。

※家族が日本で生活するためには、市役所で住民登録等をする必要があります。詳細は23ページを参照してください。

[在留資格「家族滞在」の必要書類リスト]

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/jp/necessary-documents-Immigration3>

7_ 其他许可申请

在留资格变更许可

毕业, 结业, 退学时, 除回国, 至其它大学就读者外, 请尽快申请在留资格变更。需本人到出入国在留管理局申请办理。详细信息请参照7页。

留学期间出生的子女

请于30日内申请「在留资格取得（出生）」资格。本申请由孩子父亲或母亲申请。详细信息请参照23页。

将护照上证印, 贴纸转至其他护照的申请

此申请需由申请者本人到出入国在留管理局申请。

8_ 有关非法在留

■ 超过在留期间继续在留者以「非法在留」处置。

■ 鸟取大学毕业, 结业, 退学后, 即失去学生身份, 即使在留期限内, 也不得以「留学」资格滞留在日本。

■ 毕业后以就职身份继续留在日本者, 请变更在留资格。详细信息请参照23页。

[有关在留资格变更]

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/necessary-documents-Immigration3#変更>

9_ 携家人一起来日本, 或入学后邀请家人来日本

具有「留学」在留资格的留学生, 其丈夫、妻子及子女, 可以「家族滞在」资格在日本生活。申请时需准备双方的亲属关系证明: 户口簿, 结婚证, 出生证明等。

※家人停留90日以内的「短期在留」者, 无需申请「家族滞在」资格。

※与留学生一起在日本生活的家人, 需要到市役所进行居民登录。详细信息请参照23页。

[在留资格「家族滞在」所需表格清单]

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/jp/necessary-documents-Immigration3>

3. 住居

住居に関する質問

■鳥取地区：国際交流課学生交流係 kokuko-gaku@ml.adm.tottori-u.ac.jp

■米子地区：学務課学生係 me-gakusei@ml.adm.tottori-u.ac.jp

※米子地区には留学生宿舎はありません。宿舎については学務課学生係にご相談ください。

鳥取大学留学生宿舎（鳥取地区）

鳥取大学の留学生と研究者は、留学生宿舎（国際交流会館・白浜宿舎）に入居することができます。入居期間は1年以内です。月単位で入居を許可します。例えば、9月6日に入居した場合、翌年の9月5日までではなく、翌年の8月30日（末日）までに退去しなければなりません。

[詳細は国際交流HP]

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/Students-housing-dormitory>

宿舎の住所・電話番号

- ・住所：〒680-0947 鳥取市湖山町西4丁目110 鳥取大学国際交流会館 / 鳥取大学白浜（二）宿舎
- ・電話：0857-28-4808（国際交流会館事務所）
- ・窓口受付：月～金曜日（祝日を除く）、13:00～18:30

使用料の支払い

使用料は、毎月25日までに、宿舎の管理人室へ支払ってください。長期休業となる8・9月分については、7月25日までに支払ってください。

入居にあたっての注意事項

- ・使用料には、光熱水費は含まれません。別途支払いが必要です。
- ・留学生宿舎では、許可された以外の人の宿泊を禁止しています。無断での宿泊が発覚した場合は、入居者の退去を命じます。
- ・宿舎内の共同利用設備は、きれいに使ってください。シャワー室、捕食室のシンク、電子レンジ等は適切に使用し、自分が掃除当番でなくても、使用した後は必ず掃除をしてください。
- ・火事の原因になりますので、ガスコンロを使用する際は、その場を絶対に離れないでください。
- ・ゴミは決められた曜日に、宿舎前のゴミステーションに出してください。他の場所へは絶対に持ち出さないでください。

3. 居住

居住事宜

■鳥取校区：国際交流課学生交流係 kokuko-gaku@ml.adm.tottori-u.ac.jp

■米子校区：学務課学生係 me-gakusei@ml.adm.tottori-u.ac.jp

※米子校区没有留学生宿舎, 居住事宜, 请直接咨询学务课学生系。

鸟取大学留学生宿舎（鳥取校区）

留学生及研究者可以入住留学生宿舎（国際交流会館・白浜宿舎）。入住时间原则为一年。以月为单位计算, 如9月6日入住, 需在次年的8月30日前搬出, 而非9月5日。

[详细信息请至国际交流网站确认]

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/Students-housing-dormitory>

宿舎地址・电话号码

- ・地址：〒680-0947 鳥取市湖山町西4丁目110 鳥取大学国際交流会館 / 鳥取大学白浜（二）宿舎
- ・电话：0857-28-4808（国際交流会館事務所）
- ・受理时间：周一～周五（国定假日除外）、13:00～18:30

缴费

请于每月25日前, 到宿舎管理人处缴费, 8・9月暑期, 请于7月25日前缴费。

入住时的注意事项

- ・住宿费不含水电费, 水电等其它费用需另外缴纳。
- ・宿舎禁止外人留宿。如发现违例, 请腾退宿舎。
- ・请爱护宿舎内的公用设备, 妥善, 清洁使用淋浴室, 用餐室水槽, 微波炉等, 使用后请务必打扫干净。
- ・为避免火灾, 使用燃气炉时, 请不要离开现场。
- ・请在规定时日, 将垃圾投弃至宿舎楼前的垃圾站, 禁止随意投弃。

退去について

退去予定日の、前月の20日までに管理人室へお知らせください。ただし、長期休暇となる8・9月に退去する場合は、7月10日までに申し出てください。申し出がない場合は、8・9月分の使用料を支払わなければなりません。詳細は、11ページを必ず確認してください。

〔例外〕

学期末の3月、9月に退去する人は、20日（土日を除く）までに退去してください。4月から入居した場合は、翌年の3月20日、10月から入居した場合は、翌年の9月20日までに退去してください。

住居の移動について

鳥取に1年以上滞在する場合は、留学生宿舎から住居を移動することになります。入居期限が切れる前に、自分で部屋を探す必要があります。十分な時間のゆとりを持って探してください。

また、日本で住居を変更するためには、様々な手続きと書類が必要となり、とても時間がかかりますので、**移動する前月20日まで**に、国際交流課と管理人室へ連絡してください。

※住居を変更する時に、前の宿舎の許可書や契約書が必要になります。大切に保管してください。

アパートを借りる場合

県営・市営住宅（公営住宅）

民間アパートよりも比較的安い家賃で入居できます。応募者が多いときは、抽選をして入居者を決定します。募集は、下記国際交流のホームページでお知らせしています。

〔国際交流HP〕<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/news/1918>

民間アパート

民間アパートの入居を希望する場合、「鳥取県あんしん賃貸事業」で物件を紹介しています。申込書は、国際交流課学生交流係または下記ホームページからダウンロードしてください。また、大学生協や大学近くの不動産会社でも取り扱っています。指導教員や友人と相談して探してください。

〔国際交流HP〕<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-housing-rent>

〔鳥取大学生協〕<https://tottori-univ.coop/student/room>

立地条件・部屋の大きさ・設備によって料金が異なります。鳥取地区周辺で部屋を借りる場合の一般的な料金は下記の通りです。通常、部屋に家具はついていません。契約の際には仲介手数料などを含めて、通常家賃の2～3ヶ月分が必要とされていますので、注意してください。

- 家賃（月額）：25,000円～40,000円など
- 管理費（共通スペース分の維持費用など）：物件による
- 敷金・礼金：それぞれ家賃の1～2ヶ月分など

〔敷金〕

借主が貸主に対して家賃を支払わない場合や、退去の際の修復費等の担保として預けておく保証金です。入居する際に貸主に対し、家賃等のほか1～2ヶ月分の部屋代に相当する金額を支払います。退去するとき、部屋の清掃代や修理代等を差し引いた分が返金されます。

〔礼金〕

家賃のほか、部屋を借りる際の手付（お礼）として礼金（権利金）を家主に支払う慣例があります。

退房

请于搬离预定日的前一个月的20日，通知管理人。8・9月暑期，请于7月10日前提出申请。未申请者，需缴纳8・9月的费用。详细信息，请至11页确认。

〔例外〕

学期末的3月，9月搬离的人员，请于20日（周六日除外）前搬离。4月入住人员截止到次年3月20日，10月入住人员截止到次年9月20日前搬离。

搬家事宜

请在宿舍期满前，保证充足的时间寻找新的住处。变更住所手续耗时，请在**搬离日前一个月的20日**，通知国际交流课和宿舍管理人。

※办理住所变更时，需要之前的宿舍入住许可书及合约。请妥善保管。

租住公寓

县营・市营住宅（公营住宅）

公营住宅较民营公寓，租金相对低廉。申请者较多时，以抽签方式决定入住者。募集信息会在国际交流网站公告。

〔国际交流网站〕<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/news/1918>

民营公寓

如希望入住民营公寓，「鸟取县安心租赁事业」有详细介绍。申请书请从国际交流课学生交流系或以下网站下载。大学生协会及大学附近的不动产公司也提供相关协助。可与指导教员，朋友商议后寻找。

〔国际交流网站〕<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-housing-rent>

〔鸟取大学生协〕<https://tottori-univ.coop/student/room>

房屋租金会因房屋所在位置，房间大小，房屋配备差异而不同。鸟取校区周边的房租费通常如下所述，房间一般不配备家具。签约时的中介手续费，通常需要2～3个月的房租，请留意。

- 房租（月額）：25,000日元～40,000日元等
- 管理费（公共区域的维护费等）：因房型而定
- 押金・礼金：1～2个月的房租

〔押金〕

押金是指当租户无法向房东支付房租或退租时的修缮费等，做为担保支付的保证金。入住时，向房东支付1～2个月的房租。退租时，扣除房屋清扫、修缮费后，剩余部分返还租户。

〔礼金〕

除了房租以外，作为一种礼节，支付给房东的谢礼或赠与房东的礼金（权利金）。

連帯保証人

日本で民間アパートや公営住宅を借りる場合、一般的に入居のための連帯保証人が必要です。連帯保証人を頼める人がいない場合は、留学生が「留学生住宅総合補償」と「鳥取大学留学生住宅機関補償」に入ること、鳥取大学が連帯保証人になることができます。

申請窓口

国際交流課学生交流係。在留カード（同居家族分も）と学生証を提出してください。

対象者

新たに民間アパート、公営住宅を借り、「留学生住宅総合補償」と「鳥取大学留学生住宅機関補償」に加入する在留資格「留学」を有する者。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-housing-guarantee>

●留学生住宅総合補償

海外旅行保険と保証人補償基金で成り立っている、留学生が民間アパートや公営住宅を借りる際に加入できる住宅保険です。

●鳥取大学留学生住宅機関補償

民間アパートや公営住宅を借り、上記の総合補償に加入している留学生が、万が一の火災や水漏れ等の事故で損害を与え、総合補償限度額を超えたとき、大学が超過分を負担する制度です。

引越しに必要な手続き

①市役所へ住居地変更の届出

引越し等で住居地を変更したときは、変更後の住居地に移転した日から14日以内に市役所で「転入届」の手続きしてください。詳細は3ページを参照してください。

②国民健康保険の書き替え

引越し後、14日以内に国民健康保険について住所変更をしてください。市役所で①の「転入届」と一緒に変更手続きを行ってください。

③郵便局で転居届を出す

郵便局で手続きをすると、旧住所に届いた郵便物は新住所へ転送されます。（転送期間：1年間）

④大学への連絡

国際交流課と所属学部・研究科の教務係（学生係）へ、住所が変わったことを連絡してください。

⑤ガス・電気・水道（公共料金）の契約

引越し先の物件によっては、自分で手続きをする場合と、貸主や管理会社が手続きをする場合があります。必要があれば、自分で各会社に電話で連絡し、契約・解約手続きを行います。

⑥部屋について

留学生宿舍または公営・民間アパートから引っ越すときの、部屋に関する手続きは12ページを参照してください。

连带保证人

在日本租住民营公寓，公营住宅时，通常需要连带保证人。如果没有连带保证人，留学生可以通过加入「留学生住宅综合补偿」及「鸟取大学留学生住宅机构补偿」，让鸟取大学成为连带保证人。

申请窗口

国际交流课学生交流系。需提供居住人的在留卡及学生证。

対象

租住民营公寓，公营住宅，加入「留学生住宅综合补偿」，「鸟取大学留学生住宅机构补偿」，并且具有「留学」在留资格者。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-housing-guarantee>

●留学生住宅综合补偿

以海外旅行保险及保证人补偿基金为依托，留学生租住民营公寓，公营住宅时，可以加入的住宅保险。

●鸟取大学留学生住宅机构补偿

租住民营公寓，公营住宅，加入上述综合补偿的留学生，如果因火灾，漏水等事故造成相关损害，并超过综合补偿限额时，大学可负担超出部分。

搬家需要的手续

①至市役所申报居住地变更

搬家后的住所变更，请在变更日起的14日以内，至市役所办理「转入申请」。详细信息请参照3页。

②国民健康保险更换

请在14日以内办理国民健康保险的居住地变更，请与「转入申请」一同办理变更手续。

③在邮局办理搬家告知申请

在邮局办理手续后，寄往旧址的信件将转寄到新址。（一年有效）

④与大学联络

请向国际交流课，所属学部・研究科教系科（学生系）告知住所变更事宜。

⑤水电、燃气等公共服务合约

根据新的居所属性，有的需自己办理，有的由房东或管理公司办理手续。如需要，可自行电话联络各公司，办理签约，解约手续。

⑥房屋事宜

从留学生宿舍或公营・民营公寓搬家时，房屋相关手续请参照12页。

長期間家を空けるとき

調査研究や一時帰国、休学などで1ヶ月以上家を空ける場合、希望すれば電気・ガス・水道の供給を止めることができます。ただし、いくつか注意点があるので、以下をよく読んで決めてください。

毎月、料金を銀行やコンビニエンスストアで支払っている場合は、不在の間、誰かに代わりに支払ってもらうか、銀行／郵便局で自動払いする方法（口座振替）に変更してください。

電気

電気をまったく使用しない場合（1ヶ月の電気使用量が0kWh）は、基本料金の半額が請求されます。電気使用量を0kWhにするためには、ブレーカーを「オフ」にしておく必要があります。

電気の使用停止は、電話かインターネットですぐに行うことができます。毎月送られてくる「電気ご使用料のお知らせ」に書いてある契約番号が必要です。

電気の契約を停止、またはブレーカーを「オフ」にする場合は、冷蔵庫の中身を空にしてから家を空けてください。

- ・問い合わせ先：中国電力
- ・受付時間：9：00～20：00（土日・祝日除く）
■鳥取地区 0120－181－210 ■米子地区 0120－211－426

〔中国電力〕<http://www.energia.co.jp/kojin/index.html>

ガス

ガスは契約したままでも使用量が0であれば、基本料金のみ支払いになります。また、ガスの使用停止手続きをすれば、基本料金もかかりません。ただし、契約しているガス会社によって対応が異なります。まずは、自分が契約しているガス会社に電話して聞いてみてください。

ガスの使用を停止できたとしても、使用開始時には、係員による「開栓作業」が必要となります。そのため、帰国後にすぐシャワーなどを使用できないことがあります。1～3ヶ月程度の不在であれば、ガスは停止しない方が、帰ってきたときに楽かもしれません。

水道

電気・ガスと同じで、使用していなくても基本料金はかかります。水道の使用は、水道局に電話をして止めることができます。電話をするときは、2ヶ月ごとに届く「使用水量のお知らせ」や領収書に書かれている「水栓番号」を伝えてください。

- 鳥取地区
- ・問い合わせ先：鳥取市水道局
- ・受付時間：月～金曜日 8：30～17：15 / ・電話：0857－53－7922

〔鳥取市水道局〕<https://www.water.tottori.tottori.jp/info/>

- 米子地区
- ・問い合わせ先：米子市水道局
- ・受付時間：月～金曜日 8：30～17：15 / ・電話：0859－32－6111

〔米子市水道局〕<https://www.city.yonago.lg.jp/27232.htm>

インターネット

インターネットを停止するためには、多くの場合「解約金」がかかります。さらに、再度契約をするには「工事費」（約5,000円～10,000円）がかかります。ただし、契約した会社やプランによって、解約にかかる料金も異なります。まずは契約している会社に電話かメールをして聞いてみてください。

长期房屋空置时

因公出差, 因私短期回国或休学者, 如一个月以上家中无人, 可申请停电停水。每月需缴纳的水电, 燃气费需委托他人前往银行或便利店支付, 或改为银行 / 邮局自动扣款转账。

电费

如果完全不用电, 即一个月的用电量为0KWh, 可以申请基本费减半。

用量为零需关闭电闸, 停电手续可采用电话和网上办理, 需提供每月缴费单上的合约号。办理停电手续或关闭电闸, 勿忘清空冰箱。

- ・联系方式：中国电力
- ・时间：9：00～20：00（周六日・国定假日除外）
■鸟取地区 0120－181－210 ■米子地区 0120－211－426

〔中国电力〕<http://www.energia.co.jp/kojin/index.html>

燃气

燃气用户签约后, 即使用量为零, 仍需支付基本费。如果办理停气手续, 原则上不需支付基本费。燃气公司规定不同, 请自行咨询燃气公司。

恢复燃气, 需要专业人员进行开栓操作, 无法马上使用淋浴等设备。如果只是1～3个月的时间不住, 建议燃气不要办理停用手续。

水费

即使用量为零, 仍需支付基本费。需要停水时请与水道局联系。致电时请提供缴费单上的「水栓编号」。

- 鸟取地区
- ・联系方式：鸟取市水道局
- ・时间：周一～周五 8：30～17：15 / ・电话：0857－53－7922

〔鸟取市水道局〕<https://www.water.tottori.tottori.jp/info/>

- 米子地区
- ・联系方式：米子市水道局
- ・时间：周一～周五 8：30～17：15 / ・电话：0859－32－6111

〔米子市水道局〕<https://www.city.yonago.lg.jp/27232.htm>

网络

网络关停通常需要「解约金」, 再次签约需要「工事费」约5,000～10,000日元。不同公司因通讯套餐不同, 解约金存在差异。请致电或网上联系签约公司。

4. 学生生活

留学生サポート

入学一時金の支給

入学一時金として、学部にて正規生として入学する留学生全員に2万円（1回限り）を支給します。

※研究生や特別聴講生、大学院に入学する留学生には支給されません。

チューター制度

指導教員の申請をすることで、入学後1ヶ月間、本学の学生がチューターとなり、学習・研究指導の手伝いや日本語指導、学内外での手続き案内等を行う制度です。チューターを希望する場合は、指導教員に相談してください。

日本語パートナー

●クラスパートナー

留学生の日本語クラスに日本人学生が参加し、日本語での会話やディスカッションをしたり、留学生が日本語で困っている時にサポートをします。

●パートナーシップ

留学生1人と日本人学生がペアになって、お互いの空いている時間を利用して、互いの言葉や文化を教えあったり、遊びに行ったり、自由に交流します。

G-frenz

G-frenzとはGlobal Friendsの略称で、鳥取大学国際交流センター公認の学生団体です。鳥取大学の国際交流活動の企画や留学生の学習・生活サポートと日本人学生の留学アドバイスをこなしています。

G-frenzは、日本人学生と留学生がメンバーとなっているため、お互いの言語や文化を学び合うことができます。歓迎会やコミュニティカフェなどを企画するなど、活動を通して日本人学生と留学生が交流できる場を作っています。夏のしゃんしゃん祭りには、毎年鳥取大学インターナショナル踊り子隊として参加しています。ぜひ積極的に参加してみてください。

[G-frenz Instagramアカウント] [g_frenz_tottori](#)

日本語プログラム

留学生のために、日本語の授業を行なっています。留学生としての身分や日本語のレベルによって、いくつかのコースに分かれます。参加を希望する人は、必ず事前に行われる説明会に参加してください。米子地区の留学生で総合日本語コースを受けたい人は、米子キャンパスの米子地区学務課学生係に相談してください。

日本で生活するためには、日本語の習得が大切です。日本語や日本の習慣を積極的に勉強しましょう。
詳細は、下記ウェブサイトを参照ください。

[日本語プログラム案内]

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/ciatu-support-education>



4. 学生生活

留学生支援

入学補助金支付

向正規入学的所有学部留学生一次性支付2万日元入学補助金。

※不包括研究生及特别听讲生，研究生院入学留学生。

辅导员制度

通过指导教师申请，在入学后一个月内，由本校学生担任辅导员，对留学生进行学习，研究指导，日语指导，校内外手续介绍。如需配备辅导员，请本人与指导教师联系。

日语伙伴

●班级伙伴

邀请日本学生参加留学生的日语课，用日语进行会话练习或讨论，在留学生遇到语言困难时给予帮助。

●合作伙伴

一名留学生与日本学生结对，利用彼此空闲时间，相互开展语言，文化交流，娱乐，自由活动。

G-frenz

G-frenz是Global Friends的简称，是鸟取大学国际交流中心公认的学生团体。负责策划鸟取大学国际交流活动，为留学生提供学习，生活帮助，并向日本学生提供海外留学相关的建议。

G-frenz成员由日本学生和留学生组成，可以相互学习彼此的语言文化。通过策划欢迎会，社群咖啡角等活动，为日本学生和留学生提供交流的场所。在每年夏季举办的Shanshan伞舞祭活动中，G-frenz成员作为鸟取大学国际舞蹈队员参加。欢迎大家积极参与。

[G-frenz Instagram账号] [g_frenz_tottori](#)

日语课程

为留学生提供的日语相关课程，根据留学身份及日语水平分班。欲报名者，请务必参加事前举办的说明会。米子地区の留学生若想接受综合日语课程，请咨询米子校区の米子学务課学生系。

为了在日本生活，学好日语非常关键，积极地学习日语和日本习俗吧。

详细请参照以下网站。

[日语计划导览]

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/ciatu-support-education>



各種証明書の発行

各種証明書が必要な場合は、下記の各発行窓口で申し込みをするか、または自動発行機で発行をしてください。証明書によっては申し込み後、発行までに数日かかる場合がありますので、必ず窓口で尋ねてください。

自動発行機の利用時間

- 鳥取地区 月～金曜日（祝日を除く） 8:30～18:30
- 米子地区 月～金曜日（祝日を除く） 8:30～17:00

[証明書の発行について] <https://www.tottori-u.ac.jp/2410.htm>

証明書の種類	受付窓口	備 考
・奨学金受給証明書	国際交流課	申請の2日後に発行します
・学生証	鳥取地区：教育支援課 米子地区：学務課	申請の10～15日後。 紛失・破損等の場合は有償です。
・在学証明書 ・在学期間証明書 ・成績証明書 ※1 ・卒業・修了見込証明書 ・卒業・修了証明書 ・身分証明書	自動発行機で発行 鳥取地区：教育支援課 米子地区：学務課	在学期間証明書は、特別聴講学生、研究生が申請できます。 成績証明書の発行は、連合農学研究科、医学系研究科、非正規学生は <u>除きます</u> 。
・交通機関の割引証（学割証）	自動発行機で発行 鳥取地区：教育支援課 米子地区：学務課	<u>正規生</u> だけ取得可能 2割引
・健康診断証明書 ※2	鳥取地区：教育支援課 米子地区：学務課 保健管理センター（10月受診者）	定期健康診断を受診した学生に限ります。 4月受診者は、自動発行機で発行します。
・英文証明書 ・単位取得証明書	鳥取地区：教育支援課 米子地区：学務課	申請の3日～1週間後。 窓口で「証明書交付願」を提出して申し込みます。

※1：非正規学生（特別聴講学生、特別研究学生、研究生）が、成績証明書を発行するためには、窓口で「証明書交付願」を提出して申し込んでください。

※2：非正規学生（特別聴講学生、特別研究学生、研究生）の健康診断書は、保健管理センターで発行します。

各种证明书的发行

下列各种证明, 可在各受理窗口申请, 或通过自动发行机获取。不同性质的证明书所需时日不同, 请至窗口咨询。

自动发行机使用时间

- 鸟取地区 周一～周五（国定假日除外） 8:30～18:30
- 米子地区 周一～周五（国定假日除外） 8:30～17:00

[证明书发行相关链接] <https://www.tottori-u.ac.jp/2410.htm>

证明书种类	受理窗口	备 注
・奖学金证明书	国际交流课	申请2日后发行
・学生证	鸟取地区：教育支援课 米子地区：学务课	申请10～15日后。 如遗失, 破损, 需另付费。
・在学证明书 ・在学期间证明书 ・成绩证明书 ※1 ・毕业、结业预期证明书 ・毕业、结业证明书 ・身分证明书	自动发行机发行 鸟取地区：教育支援课 米子地区：学务课	在学期间证明书：特别听讲学生, 研究生可以申请。 成绩证明书：连合农学研究科, 医学系研究科, 非正规学生 <u>除外</u> 。
・公共交通优惠证（学生优惠证）	自动发行机发行 鸟取地区：教育支援课 米子地区：学务课	<u>仅限正规生</u> 8折优惠
・健康诊断证明书 ※2	鸟取地区：教育支援课 米子地区：学务课 保健管理中心（10月体检者）	限接受定期体检的学生。 4月体检者, 可在自动发行机获取。
・英文证明书 ・学分取得证明书	鸟取地区：教育支援课 米子地区：学务课	申请后的3日～1周后 请在窗口提出「证明书交付」申请。

※1：非正规学生（特别听讲学生，特别研究学生，研究生）的成绩证明书, 请至窗口提交证明书交付申请。

※2：非正规学生（特别听讲学生，特别研究学生，研究生）的健康诊断书由保健管理中心发行。

授業料

授業料

授業料は毎年5月と11月に6ヶ月分ずつ支払います。支払いは「預金口座振替方式（口座振替）」を利用します。詳しくは下記ホームページを確認してください。

※研究生、科目等履修生については、口座振替を実施していません。下記ホームページ内の「口座振替以外の納入方法」で納入してください。納入期限も異なります。

〔授業料について〕 <https://www.tottori-u.ac.jp/1048.htm#kouzahurikae>

入学科・授業料の免除

私費外国人留学生のうち、授業料の納付が困難であり、かつ学業成績が優秀と認められる学生に対しては、入学科や授業料の全額または半額を免除する制度が年2回あります。ただし、免除できる人数には限りがありますので、十分な費用を工面してから留学するようにしてください。

申請手続きのお知らせは、鳥取地区は学生生活課の掲示板やホームページで通知されます。米子地区は学務課学生係に聞いてください。

〔授業料免除申請について〕 <https://www.tottori-u.ac.jp/dd.aspx?menuid=2092>

- ・ 学生部学生生活課奨学係（鳥取地区）：0857-31-6776
- ・ 事務部学務課学生係（米子地区）：0859-38-7100

休学・復学・退学

休学・復学・退学を希望する者は、まず指導教員に相談してから、所属学部・研究科等の教務係（学生係）に手続きを確認してください。また、休学・復学・退学を希望する日の3週間前までに、必要な願書を提出してください。

※在留資格「留学」の者が、休学などの理由で、3ヶ月以上授業を受けないまま日本に滞在することはできません。「在留資格取消」の対象となります。

休学

病気や事故等で2ヶ月以上の休学を希望するときは、すみやかに願い出てください。病気による休学願には、医師の診断書を添付してください。休学期間は1年を超えてはならないものとし、延長の必要がある時は、1年を限度として延長を願い出ることができます。

休学を開始した月の翌月から、復学した月の前月までの授業料は免除されます。ただし、休学許可の時期が、学期の授業料納付期限後である場合は、その学期分の授業料は免除されません。

课时费

课时费

毎年5月和11月、分别缴纳六个月的课时费，采用银行转账方式。详细信息，请至网站确认。

※研究生、科目学习生、不接受银行转账方式，缴纳时间及方式请参照网站内「转账以外的缴纳方式」。

〔课时费相关链接〕 <https://www.tottori-u.ac.jp/1048.htm#kouzahurikae>

入学费・课时费减免

学费缴纳确有困难且学业成绩优异的私费外国留学生，一年可分两次申请全额或半额学费减免。可减免人数有限，出国留学前请确保足够的经费。

申请减免通知在学生生活课的公告板，网站发布。米子地区请咨询学务课学生系。

〔课时费减免申请〕 <https://www.tottori-u.ac.jp/dd.aspx?menuid=2092>

- ・ 学生部学生生活课奖学金系（鸟取地区）：0857-31-6776
- ・ 事务部学务课学生系（米子地区）：0859-38-7100

休学・复学・退学

希望休学，复学，退学者，请事先咨询指导教员，并向所属学部・研究科等教务系（学生系）确认相关手续。请在希望休学，复学，退学日的三周前，提交申请。

※以休学等理由，三个月以上不上课的在留资格「留学」人员，将被取消「在留资格」。

休学

因生病、事故等，需要休学2个月以上时，请尽快提交申请。因病休学需附上医师诊断书，休学时间原则上不可超过一年，确需延长时最多可延长一年。

从休学开始月的次月，到复学的前一个月的课时费可予减免。但休学许可的时间，如果是在学期学费缴纳期限后，则该期学费无法减免。

復学

病気などによる休学後に復学しようとする場合は、復学願を提出してください。休学期間満了後でも、復学の手続きをしなければ復学にはなりません。休学期間満了の3週間前までに復学願を提出してください。

退学

退学する場合は、願い出なければなりません。病気などの理由で退学するときは、医師の診断書を提出してください。病気以外の理由で退学をするときは、指導教員に相談をして、「副申書」と「退学願」を提出してください。「退学願」を出さなかった場合は、除籍となります。また、許可されないまま通学をやめた場合は、授業料の支払いを請求されるので注意してください。

退学等で学籍を失った時

留学生が退学等で学籍を失った場合、大学を離脱した日から14日以内に出入国在留管理局へ届け出てください（7ページ）。たとえ在留期間が残っていたとしても、すみやかに日本を出国するか、または引き続き日本に滞在する場合は、在留資格を変更しなければなりません。

気象警報発令時の休講のお知らせ

特別警報、暴風警報が発令された場合、授業や試験を行うかどうかについては、鳥取大学のホームページや、学務支援システムでお知らせします。各自で確認をしてください。

- 午前の授業 7:30までに周知
- 午後の授業 11:30までに周知

复学

复学需提交申请。休学期满后复学, 需要办理复学手续。请在休学期满3周前提交复学申请。

退学

退学需要提交退学申请, 因病退学需附上医师诊断书。因生病以外的理由退学, 请事先咨询指导教员, 并提交「副申书」及「退学申请书」, 未提交「退学申请书」者, 将被开除学籍。另外, 未经许可, 直接停止上课者, 课时费照付, 请留意。

因退学等失去学籍时

留学生因退学等失去学籍时, 请在离开大学日的14日以内, 向出入国在留管理局提交申报(参照7页)。在留期限有效, 也需尽快离开日本, 或变更新的在留资格。

气象警报发布时的停课通知

特别警报, 暴风警报发布后, 是否停课, 会通过鸟取大学网站, 学务支援系统告知。请自行确认。

- 上午课程 7:30前通知
- 下午课程 11:30前通知

5. 健康

保健管理センター

鳥取大学には、学生の健康の保持・増進のため、医師・保健師・看護師が常駐しています。心身の健康について心配なこと、気にかかることがあるときは、気軽に相談してください。

※保健管理センターは、本学の学生は利用できますが、家族は利用できません。受診料は無料です。

〔保健管理センターHP〕 <https://www.tottori-u.ac.jp/2135.htm>

保健管理センター連絡先

- 鳥取地区 電話：0857－31－5065 / Email：hokenkan@ml.adm.tottori-u.ac.jp
- 米子地区 電話：0859－38－6495 / Email：hokenkan@ml.adm.tottori-u.ac.jp

健康相談・カウンセリング

保健管理センターには、専任（内科医、精神科医）の教員や学校医がおり、身体面・精神面の健康相談や、進路、修学、性格などの悩みに関するカウンセリングを行なっています。

自分の体に異常を感じたり、不安をもったり、慢性疾患のある人、「夜眠れない」「いつも頭がぼんやりしている」など心の悩みを持っている人、ケガをした人などは、気軽に相談に来てください。

※専門医によるカウンセリングを受けるには、事前の予約が必要です。まずは保健管理センターへ相談に来てください。

応急措置

学内で思いがけないケガや病気になった時は、救急医薬品を常備して、医師・保健師・看護師が必要な一次救急処置を行います。学内でケガをしたり、体調不良を感じたら、遠慮なく申し出てください。

心身のリフレッシュ

ゆったりとくつろぎ、心身の健康保持・増進に役立てるために健康に関する各種図書、ビデオ、CD、マッサージ機などが利用できます。気軽に利用してください。

受診時間

診療・カウンセリング時間等は、事情で休診することがあります。次のウェブサイトから確認してください。

- 鳥取地区 月～金曜日 8：30～17：00
<https://www.tottori-u.ac.jp/3351.htm>
- 米子地区 月～金曜日 9：00～17：00
<https://www.med.tottori-u.ac.jp/current/2545/16809.html>

5. 健康

保健管理中心

鳥取大学为了保持, 增进学生的身体健康, 配有医师, 保健师, 护士。如有身心健康相关问题, 请随时向他们咨询。

※保健管理中心只供本校学生使用, 家人无法使用。就诊免费。

〔保健管理中心网站〕 <https://www.tottori-u.ac.jp/2135.htm>

保健管理中心联络方式

- 鸟取校区 电话：0857－31－5065 / Email：hokenkan@ml.adm.tottori-u.ac.jp
- 米子校区 电话：0859－38－6495 / Email：hokenkan@ml.adm.tottori-u.ac.jp

健康咨询・心理咨询

保健管理中心有专科（内科, 精神科）教员及校医, 身体, 精神面的健康咨询, 以及升学, 修学, 性格等相关烦恼, 均可提供咨询协助。

如感到身体异常, 不安, 有慢性疾患患者, 有「失眠」「头脑昏沉」等相关烦恼, 外伤等, 可随时前来咨询。

※专科医师的心理咨询, 需要事前预约。请先咨询保健管理中心。

应急措置

在校内受伤或生病时, 有急救相关医药品, 并由医师, 保健师, 护士进行必要的一次性急救措施。若在校内受伤, 身体不适, 请随时咨询。

身心放松

为了放松身心, 保持健康, 内有各种健康相关书籍, 影片, CD, 按摩器械等, 欢迎使用。

诊疗时间

诊疗, 心理咨询时间等, 可能因故临时休诊, 可通过以下链接确认。

- 鸟取校区 周一～周五 8：30～17：00
<https://www.tottori-u.ac.jp/3351.htm>
- 米子校区 周一～周五 9：00～17：00
<https://www.med.tottori-u.ac.jp/current/2545/16809.html>

健康診断

定期健康診断

鳥取大学では毎年4月に（4月新規入学者は4月に、10月新規入学者は10月に）、無料で定期健康診断（T-Spot検査含む）を実施していますので、必ず受診してください。もしも受診しなかった場合は、病院で受診し、診断書を国際交流課に提出してください（診断費自己負担）。

〔T-Spot検査〕

結核の有無を調べるための検査です。在学期間中に一度は必ず受検してください。

※日程や詳細については、保健管理センター掲示板、各学部掲示板、国際交流ホームページでお知らせします。

〔保健管理センター〕<https://www.tottori-u.ac.jp/2233.htm>

臨時健康診断

各サークルの試合・合宿等、必要に応じた精密検査を行い、スポーツ中の事故、発病等を未然に防止することに努めています。定期健康診断を受診していないと、臨時健康診断も受けられません。

健康診断書の発行

就職、進学、奨学金申請、体育大会等に必要な健康診断書を発行しています。健康診断書は、共通教育棟A棟（鳥取地区）、または学務課（米子地区）の自動発行機で発行できます。ただし、定期健康診断を受診していないと発行できません。

※10月に受診した人の健康診断書は、保健管理センターで発行しています。

※発行時期：受診した年度の5月中旬～3月末まで。

体检

定期体检

毎年4月（4月入学新生在4月、10月入学新在10月）、鸟取大学为新生提供免费体检（包含T-Spot检查），请务必接受检查。未参加体检的学生，请自行在医院体检后将诊断书提交给国际交流课（费用自理）。

〔T-Spot检查〕

检查有无结核。在校期间请务必接受一次体检。

※有关时间及详细信息，会在保健管理中心公告板，各学部公告板，国际交流网站公告。

〔保健管理中心〕<https://www.tottori-u.ac.jp/2233.htm>

临时体检

各种社团比赛，集体宿营前，如有必要，需进行精密诊断，避免运动中发生事故和疾病。若没有完成定期体检，则无法接受临时体检。

出具健康诊断书

学生就业，升学，申请奖学金，参加体育大会等必要情况下，学校可出具健康诊断书。健康诊断书可在共通教育栋A栋（鸟取校区），或学务课（米子校区）的自动发行机获取。未体检者无法获取。

※10月受检人的健康诊断书，由保健管理中心出具。

※出具时间：检查当年度の5月中旬～3月底。

病気になったら

学外の医療機関

医療機関で診察を受けるときは、国民健康保険証を持って行き、受付に提出してください。日本では一般的に、病気になったらまず地域の診療所へ行きます。診療結果から、より詳細な検査や手術が必要とされる場合には、病院への「紹介状」が発行されますので、「紹介状」を持って、指定された病院へ行きます。「紹介状」が無い場合、医療費に加えて特別料金が請求されますので気をつけてください。

（例：鳥取県立中央病院では、初診時に5,400円が加算されます）

〔鳥取地区周辺の医療機関〕

<https://www.tottori-u.ac.jp/secure/3929/medical%20institutions.pdf>

〔夜・休日診療医療機関〕

<https://www.pref.tottori.lg.jp/47679.htm>

医療通訳ボランティア派遣制度

鳥取県内には、日本語を母語としない人のために、多言語対応の無料の医療通訳派遣制度があります。制度を利用する場合は、事前の予約が必要です。詳細は、電話をするか下記のウェブサイトを参照してください。

〔案内チラシ〕<http://torisakyu.sanin.jp/img/translation.pdf>

〔公益財団法人 鳥取県国際交流財団〕<http://www.torisakyu.or.jp>

電話：0857－51－1165 / Email：tic@torisakyu.or.jp

病気になった時の費用

手術などの入院で高額な医療費がかかるとき、毎月の自己負担限度額を超える費用が払い戻される場合があります。

●高額医療費

国民健康保険に加入していれば、実際に係る医療費の30％の支払いで治療を受けられます。収入に応じて、毎月の医療費の支払いに対し、自己負担限度額が設けられています。以下の手続きをすれば、この自己負担限度額を超える医療費が払い戻されます。

〔限度額適用認定証〕

事前にこの認定証を受け取っていれば、病院の窓口で医療費を支払う時、自己負担限度額を超える医療費は請求されません。もし認定証を受け取っていない場合は、一度、自己負担額を全て支払う必要があります。手続き後に自己負担額を超える医療費が払い戻されます。

〔鳥取市役所〕

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1457315337509/index.html>

〔米子市役所〕

<https://www.city.yonago.lg.jp/13342.htm>

若生病

校外医疗机构

就医时，请携带并出示国民健康保险证。生病后一般先到地区的诊疗所就诊，若需进一步检查或手术，诊疗所向医院出具「介绍信」，持该「介绍信」前往指定医院。没有介绍信的患者，诊疗费加收一项特殊费用，请留意。

（例：鸟取县立中央病院，初诊时加算5,400日元）

〔鸟取地区周辺の医療機関〕

<https://www.tottori-u.ac.jp/secure/3929/medical%20institutions.pdf>

〔夜间・假日诊疗医疗机构〕

<https://www.pref.tottori.lg.jp/47679.htm>

医疗翻译志愿者派遣制度

鸟取县内，为非日语母语者，设有多语言应对免费医疗翻译派遣制度。使用时，需要事先预约。详细信息请查看以下链接。

〔导览页〕<http://torisakyu.sanin.jp/img/translation.pdf>

〔公益財団法人 鳥取県国際交流財団〕<http://www.torisakyu.or.jp>

电话：0857－51－1165 / Email：tic@torisakyu.or.jp

生病时的费用

如遇住院手术，产生高额医疗费，超出每月自我负担上限额的医疗费，针对具体情况，可适度退还。

●高额医疗费

加入国民健康保险，只需负担医疗费费的30％。每月医疗费费的自我负担上限额，按照收入多少确定。如办理了限度额适用认定证，超出每月自我负担上限额的医疗费可退还。

〔限度额适用认定证〕

如事前取得该认定证，在医院窗口支付医疗费时，则不需支付超出自我负担上限额的医疗费。如尚未取得该认定证，则需支付自我负担的全额医疗费，待完成后，超出部分可退还本人。

〔鸟取市役所〕

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1457315337509/index.html>

〔米子市役所〕

<https://www.city.yonago.lg.jp/13342.htm>

留学生のための保険

鳥取大学では、留学生全員が「学生教育研究災害傷害保険」と「留学生向け学研災付帯学生生活総合保険」に入入ることを義務づけています。

学生教育研究災害傷害保険(学研災)

授業中、課外活動中または大学構内あるいは通学途中に被った不慮の事故で死亡、負傷した場合に支払われる障害保険です。

学生向け学研災付帯学生生活総合保険(タイプE)(留学生用保険)

1)個人賠償責任:他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊した場合、2)救済者費用等:ケガや病気で3日以上入院して、ご家族が駆けつけたときの交通費や宿泊費の支払いを補償、3)生活用動産:日本で本人が所有する家財に対して火災や盗難等により損害を受けた場合の補償、4)借家人賠償責任:日本で本人が住んでいる居室を火災や水漏れ等の偶然な事故により損壊させた場合の補償する保険である。

※「学研災」と異なり、補償の時間帯や場所についての限定はありません。
※詳細は、配布される「保険のしおり」を参照してください。手続き方法については国際交流課からお知らせします。

■ 保険料一覧表

学生区分	保険期間	保険料 (円)	
		学研災	留学生用保険
・地域学部 ・工学部 ・農学部	4年間	3,300	12,070
・医学部医学科 ・農学部共同獣医学科	6年間	4,800	16,660
・医学部生命科学科 ・医学部保健学科	4年間	3,370	12,070
・大学院修士課程（博士前期含む） （医学系研究科）	2年間	1,750 (1,790)	6,470
・大学院修士課程（博士後期含む） （医学系研究科）	3年間	2,600 (2,650)	9,270
	4年間	3,300 (3,370)	12,070
・その他	1年間	1,000	3,700

留学生保険

鳥取大学のある留学生、都有加入「学生教育研究災害傷害保険」及「留学生学研災害附加学生生活総合保険」之义务。

学生教育研究災害傷害保険(学研災害)

在上课、课外活动中、在大学校园内、通学途中、如遭遇事故死亡、受伤时可赔付的伤害保险。

学生学研災害附加学生生活総合保険(タイプE)(留学生用保険)

1)个人赔偿责任:使他人受伤或使他人财物受损时的补偿、2)救援人费用等:因受伤或生病住院3天以上、家人赶来时的交通费和住宿费补偿; 3)生活家当:对本人在日本拥有的家当、因火灾或盗窃产生损失时的补偿 4)租借人赔偿责任:对本人在日本居住的房间、因火灾、漏水等偶然事故发生的财物受损时的补偿。

※与「学研災害」不同、补偿的时间、场所没有限定。
※详细信息、请参照保险宣传页。保险加入手续由国际交流课通知。

■ 保险费一覧表

学生区分	保险期间	保险费 (日元)	
		学研災	留学生用保険
・地区学部 ・工学部 ・农学部	4年	3,300	12,070
・医学部医学科 ・农学部共同獣医学科	6年	4,800	16,660
・医学部生命科学科 ・医学部保健学科	4年	3,370	12,070
・大学院修士课程（包含博士前期） （医学系研究科）	2年	1,750 (1,790)	6,470
・大学院博士课程（包含博士后期） （医学系研究科）	3年	2,600 (2,650)	9,270
	4年	3,300 (3,370)	12,070
・其他	1年	1,000	3,700

子どもの出生・子どもに関する助成制度

家族と一緒に来日し、日本で子どもが生まれたときは、次の手続きを行なってください。

届出

(1) 出生届

子どもが生まれた日から14日以内に市役所の戸籍係で「出生届」の手続きをしてください。「出生届」を提出すると、「出生による経過滞在者」として住民票が作成されます。

※出生届の用紙は出産を行った医療機関から入手するか、下記URLからダウンロードしてください（提出はA3サイズ）。

【必要書類】①出生届（出生証明書の欄は、医師が書きます）②母子手帳 ③印鑑
[用紙] <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1503626215760/index.html>

(2) 国民健康保険の加入

出生届と同時に市役所で手続きをします。

【必要書類】①母子手帳 ②健康保険証

(3) 在留資格の取得

生まれた子どもが60日を超えて日本に滞在するときは、生まれた日から30日以内に、必ず入国管理局で在留資格取得の手続きを行ってください（資格取得の手続きをしないと住民票が削除されます）。

【必要書類】①子どものパスポート（所持していない場合はその理由を書いた書類）②在留資格取得許可申請書
③出生届の受理証明書 ④両親の在留カード ⑤両親のパスポート ⑥住民票の写し
<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/necessary-documents-Immigration3#取得>

(4) パスポートの取得

自分の国の在日大使館または領事館に確認してください。

各種助成制度

(1) 出産育児一時金

出産した場合は、出産一時金が支給されます。詳細は、市役所に確認してください。

[鳥取市] <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1455600673424/index.html>

[米子市] <https://www.city.yonago.lg.jp/15452.htm>

(2) 子ども医療費助成

子どもが医療機関で診療を受けるとき、医療費の自己負担額が軽減されます（18歳になる年の年度末まで）。市役所にご相談ください。

※所得制限があります
※小学3年生～中学生は入院と訪問看護だけ対象

[鳥取市] <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1223269073293/index.html>

[米子市] <https://www.city.yonago.lg.jp/7980.htm#shouni>

(3) 児童手当

中学校卒業前の子どもを育てている場合、児童手当が支給されます。市役所にご相談ください。

※所得制限があります。

[鳥取市子育て支援] <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1467078940202/index.html>

[子育て米子] <https://www.city.yonago.lg.jp/child/>

子女出生相关辅助制度

与家人一起在日本生活，子女出生时，请办理以下手续。

申报

(1) 出生证明

新生儿出生日起14日内，请到市役所戸籍科办理「出生证」手续。提交「出生证」后，可收到市役所发行的「出生在留者」居民票。

※出生证的文件模板，可在出生的医疗机构获取，也可从以下链接下载（以A3大小提交）。

【所需材料】①出生证（出生证明书的字段由医师填写）②母子手册 ③印鉴
[链接] <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1503626215760/index.html>

(2) 国民健康保険の加入

与出生证同时在市役所办理。

【所需材料】①母子手册 ②健康保险证

(3) 申请在留资格

若子女在日本在留超过60日，务必于出生日起30日内，前往入国管理局取得在留资格。不办理者，居民票将被删除。（以A3大小提交）。

【所需材料】①子女的护照（若没有，请附上说明理由的材料）②在留资格取得许可申请书
③出生证受理证明书 ④双亲的在留卡 ⑤双亲的护照 ⑥居民票复本
<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/necessary-documents-Immigration3#取得>

(4) 申请护照

请与本国的驻日大使馆或领事馆确认。

各种补助制度

(1) 出产育儿补助金

新生儿出生可获得出产补助金。详细信息请咨询市役所。

[鸟取市] <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1455600673424/index.html>

[米子市] <https://www.city.yonago.lg.jp/15452.htm>

(2) 儿童医疗费补助

可减免儿童就医的自我负担额（满18歳当年未有效）。请咨询市役所。

※有收入所得限制
※小学3年级～中学 限住院及家访看护

[鸟取市] <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1223269073293/index.html>

[米子市] <https://www.city.yonago.lg.jp/7980.htm#shouni>

(3) 儿童津贴

儿童津贴可给付至中学毕业。请咨询市役所。

※有收入所得限制

[鸟取市育儿支援] <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1467078940202/index.html>

[米子育儿] <https://www.city.yonago.lg.jp/child/>

6. 奨学金

国費留学生のための奨学金

受給の際の注意

- 1) 毎月必ず国際交流課(米子地区:学務課学生係、乾燥地研究センター:センター事務)に来て、在籍確認簿にサインをしてください。サインをしなかった月の奨学金は支給されません。
- 2) 調査実習や家族訪問などで日本を一時出国する場合は、その月の在籍確認簿にサインをしてから渡航するか、帰国後にその月の在籍確認ができるように計画してください。前月や翌月にサインすることは認められません。

奨学金支給期間の延長申請

修士課程・博士課程に進学を希望する者は、その課程に入る前の年度の11月に延長申請の手続きが必要です。延長申請を行わないと、国費外国人留学生としての身分がなくなります。

奨学金支給期間が満了しない場合でも、大学院正規課程へ進学する場合は、延長申請の手続きが必要です。詳細は国際交流課に確認してください。

※進学を希望する場合は、募集要件を満たす申請者について全員を採用(延長許可)するのではなく、大学と文部科学省で審査を行い、特に優秀だと認められた者に限定して採用(延長許可)します。

※4月に研究生として渡日し、同年の10月に正規課程に入学する人は、5月頃に申請を行います。

帰国旅費

国費奨学金支給期間内に研究を終了して帰国する場合に支給されます。ただし、支給期間途中での帰国や、所定の期日までに帰国しない場合には、支給されません。航空券は、文部科学省の指定した旅行会社から、帰国の1～2週間前までに発給されます。詳細は国際交流課に確認してください。

6. 奨学金

国費留学生奨学金

领取注意事项

- 1) 请务必于当月至国际交流课(米子地区:学务课学生科,干燥地研究中心:中心事务),签名确认在籍状态。未签名者,不予支付当月奖学金。
- 2) 因调研,实习,探亲等暂时离开日本者,请预先签名后离境,要合理安排行程确保当月签名,不认可前月或次月签名。

奖学金支付期间的延长申请

继续升学修士,博士课程的留学生,需要在升学前一年度的11月前办理延长申请手续。未办理延长申请者,将被取消国费外国人留学的身份。

无论奖学金是否期满,进入研究生院正规课程,均需要申请延长手续。详细信息请咨询国际交流课。

※并非所有符合条件的升学申请均可通过(延长许可),经大学及文部科学省审查通过的特别优秀者可延长许可。

※4月以研究生身份入校,同年10月可进入正规课程者,于5月进行申请。

回国旅费

在规定期限内完成学业或研究的国费奖学金留学生,可获得回国旅费。中途回国或超出规定时间回国者,将无法获得。由文部科学省指定的旅行社在回国前1～2周出具机票。详细信息请咨询国际交流课。

私費留学生のための奨学金

私費留学生が応募できる奨学金には、大学を通して応募するものと、自分で直接応募するものがあります。どの奨学金も、採用数に対して応募者数が多いため、競争率は高いです。

大学が推薦する各種奨学金

1年に2回、前期分は3月頃、後期分は9月頃に、奨学金の受給を希望する私費留学生から「奨学金等申込書」を受け付けます。申込書を提出した留学生を、成績・学年・奨学金受給状況・国際交流活動状況等の基準で推薦順位を決定し、各奨学金団体から募集があるたび、推薦順位上位のものから順に、推薦しています。奨学金に応募しても、必ず採用されるとは限りません。採用されなかった時のことも考えておきましょう。

※「奨学金等申込書」を提出していない留学生は、推薦しませんので、注意してください。
※提出期間については、国際交流ホームページでお知らせします。
※米子地区の留学生へは、学務課学生係をとめてご連絡します。
※特別聴講学生は応募できません。

留学生が個人で応募する奨学金

個人で応募し、奨学金受給が決定した場合は、必ず国際交流課へ知らせてください。国際交流課に確認するか、HPを参照してください。

研究生や特別聴講学生（留学生）が応募できる奨学金

■ 鳥取県国際交流財団鳥取県友好提携交流地域私費外国人留学生奨学金

- ・特別聴講学生が申請できる奨学金です。
- ・詳細は国際交流ホームページでお知らせします。
- ・鳥取県の友好提携交流地域（韓国江原道、中国吉林省、ロシア沿岸地方、モンゴル中央県、中国河北省、ロシア・ハバロフスク地方、台湾台中市、アメリカバーモント州、ジャマイカウエストモアランド県）出身、または該当地域の大学に在籍している留学生が対象です。
- ・希望者が全員採用されるわけではありません。

■ 役立つウェブサイト

〔国際交流HP〕 <https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-scholarship-private>
〔日本学生支援機構〕 <https://www.jasso.go.jp/index.html>
〔国際交流基金〕 www.jpff.go.jp
〔助成財団センター〕 www.jfc.or.jp

私費留学生奨学金

私費留学生可以申请大学募集的奖学金, 或个人直接报名申请的奖学金。两者均有众多的申请人, 竞争激烈。

大学推荐的各种奖学金

私費留学生可在每年前期的3月, 后期的9月提交奖学金申请。大学根据申请人的学习成绩, 学年, 以往奖学金获取情况, 国际交流活动参与度决定推荐顺位。当各奖学金团体开始募集时, 国际交流课按照该顺位进行推荐。申请了奖学金并不保证即获得奖学金, 请做好相关规划。

※没有提交「奖学金申请书」的留学生不会被推荐, 请注意。
※提交时间公布在国际交流网站。
※米子校区的留学生请咨询学务课学生系。
※特别听讲学生无法申请。

留学生个人申请奖学金

个人申请并获得奖学金时, 请务必通知国际交流课。具体可咨询国际交流课或参照网站。

研究生及特别听讲学生（留学生）可以申请的奖学金

■ 鸟取县国际交流财团鸟取县友好合作交流地区私费外国留学生奖学金

- ・特别听讲学生可申请的奖学金。
- ・详细信息公布在国际交流网站。
- ・鸟取县友好合作交流地区（韩国江原道、中国吉林省、俄罗斯沿岸地方、蒙古中央县、中国河北省、俄罗斯哈巴罗夫斯克地区、台湾台中市、美国巴蒙德州、牙买加西蒙德县）出身, 或具有该地区大学学籍的留学生。
- ・并非所有申请者都会被采用。

■ 相关网站

〔国际交流网站〕 <https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-scholarship-private>
〔日本学生支援机构〕 <https://www.jasso.go.jp/index.html>
〔国际交流基金〕 www.jpff.go.jp
〔助成財団中心〕 www.jfc.or.jp

7. 日常生活

電話

携帯電話

携帯電話を契約・購入する場合は、電気店または各携帯電話会社のお店で手続きをします。携帯電話は毎月の料金プランによって通話料が変わってきます。手続きには、①在留カード②パスポート③預金通帳またはクレジットカード、が必要です。

携帯電話は、通常2年間の契約となっています。2年以内に学業を終えて帰国する場合は、解約するときに解約手数料がかかりますので、契約する際によく確認してください。

日本の携帯電話会社

[ドコモ] <https://www.nttdocomo.co.jp>

[au] <https://www.au.com>

[ソフトバンク] <https://www.softbank.jp>

公衆電話

電話料金は、電話相手の距離によって異なります。市内通話の場合は、60秒で10円です。

自転車について

自転車の取得方法について

新品を自転車店等で購入する他に、リサイクルショップ等で中古品を購入することもできます。友人などから譲り受ける場合は、下記の防犯登録を必ず行ってください。帰国の際には、大型ゴミとして処分するか、リサイクルに出すなどして、絶対に放置しないでください。

自転車に乗る際のルールや注意については31ページを必ず参照してください。

防犯登録

自転車購入時に、その店で防犯登録することが義務づけられていますので、必ず登録してください。登録には、健康保険証などの名前と住所が確認できる身分証明書と、登録料620円が必要です。この時にもらう登録カードの控えは必ず保管してください。



[防犯登録について] http://tottori-bouhan.or.jp/zittensya_qa.html

他人から自転車を譲り受けたら

自転車の盗難被害が増えています。そのため夜、自転車に乗っていると、警察官に呼び止められ、在留カードや身分証明書の提示を求められ、防犯登録について調べられることがよくあります。他人名義で防犯登録されている自転車に乗っていると、交番に長い時間拘束されたり、窃盗犯の疑いをかけられたりして不愉快な思いをします。

他人から自転車を譲り受けるときは、自転車譲渡証明書を書いてもらい、大切に保管してください。また、前の所有者の防犯登録カードや自転車の保証書も一緒にもらい、必ず自転車店で登録カードを自分名義に書き換えてもらいましょう。

[自転車譲渡証明書] <http://tottori-bouhan.or.jp/asset/00032/joutos.pdf>

7. 日常生活

电话

携帯電話

携帯電話可以在电器店或各通信公司签约, 购买。话费会因通讯套餐不同存在差异。办理手续时需出示 ①在留卡 ②护照 ③日本存折或信用卡。

携带电话的合约一般为期2年。假如在2年内完成学业回国, 解除合约时需另付手续费。请在办理合约时充分了解合约条款。

日本携带电话公司

[DOKOMO] <https://www.nttdocomo.co.jp>

[au] <https://www.au.com>

[SOFTBANK] <https://www.softbank.jp>

公共电话

公共电话通话费, 根据双方相隔距离而不同。市内通讯为60秒10日元。

自行车

自行车

可至自行车店购买新车或二手店购买二手自行车。友人转让的自行车, 需进行防盗登录处理。回国时需将自行车作为大型垃圾处理, 或转让至二手店, 切勿随意放置。

使用自行车时的注意事项请参考31页。

防盗登录

在购买自行车时, 店铺有义务协助完成防盗登录, 请完成此操作。登录时需要出示证明本人姓名和住址的身份证明及620日元的登记费。请妥善保管防盗登录证。



[防盗登录链接] http://tottori-bouhan.or.jp/zittensya_qa.html

他人转让的自行车

由于自行车被盗案件时有发生, 晚间骑车, 偶遇警察检查在留卡, 身份证明及防盗登录的场面时有发生。骑行他人名义登录的自行车, 需要说明原委, 应避免发生在派出所滞留或因被怀疑而引起的不悦。

接收他人自行车时, 务必请对方写下自行车转让证明, 并妥善保管。也可持防盗登录卡和自行车保修证至自行车店, 将登录卡过户到自己名下。

[自行车转让证明] <http://tottori-bouhan.or.jp/asset/00032/joutos.pdf>

自動車・バイクについて

運転免許証

日本で自動車およびバイクを運転するためには、日本の運転免許証が必要です。国際免許証または外国の免許証は、道路交通に関する条約によって、日本で運転できる免許証が限られています。自分が所持している国際免許証または外国の免許証で運転できるかどうか、また、日本で運転できる場合は免許証の有効期間等を、必ず事前に運転免許センターで確認してください。

※ジュネーブ条約加盟国以外の国で発行された国際免許証、インターネットで取得した国際免許証は日本では無効です。
※自動車を運転する時の交通規則や事故にあったときの対処については、31ページを必ず参照してください。

運転免許センター連絡先

- ・鳥取地区：0857-36-1122 / <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34798>
- ・米子地区：0859-22-4607 / <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34801>

車庫証明

軽自動車以外の、自家用車を保有する場合は、車庫証明の申請が必要です。また、軽自動車については、保管場所の届出が必要です。自動車取得時に手続きを行ってください。詳細は、鳥取県警察本部交通部交通企画課に確認してください（電話：0857-23-0110）。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/36772.htm>

任意保険

自動車・バイクを所有する際には、必ず任意保険に加入してください。任意保険の加入は義務ではありませんが、日本では、加害者となったときの相手への補償や車の修理代などがかなり高額です。任意保険は損害保険会社等で加入することができます。

郵便

郵便料金

切手は郵便局、コンビニエンスストア、大学生協で購入できます。郵便物の通常料金や到着日の確認、国際郵便などについては、直接郵便局で尋ねるか、日本郵便のホームページを確認してください。

〔日本郵便〕<https://www.post.japanpost.jp/index.html>

不在連絡票

日本では、お金や書類など重要なものを送るとき「書留」という特別な種類の郵便を使います。普通の郵便は家のポストに届きますが、「書留」は本人が直接受け取る必要があります。そのため、本人が家にいないときは、「不在連絡票」というカードが郵便受けに入ります。また、宅配物についても同じように、不在票が郵便受けに投函されます。

この不在票には有効期限があり、それを過ぎると郵便物が送り主に返ってしまいます。不在票を見つけたら、日本人の友人に相談するか、指定された電話番号に連絡して早めに再配達を依頼してください。



自動車・摩托车

驾驶证

在日本驾驶汽车及摩托车，需要日本的驾照。根据道路交通规则，国际驾照或是外国的驾照，只有标明了可在日本驾驶的驾驶证方可使用。欲知所持国际驾照或国外驾照能否在日本使用，或所持驾照在日本可使用的期限，可到驾照中心进行确认。

※日内瓦公约加盟国以外的国家发行的国际驾照，及网上取得的国际驾照在日本无效。
※日本交通规则及发生事故后的处理方式请参考31页。

驾照中心的联络方式

- ・鸟取地区：0857-36-1122 / <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34798>
- ・米子地区：0859-22-4607 / <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34801>

车库证明

拥有自家车需申请车库证明。轻型机动车同样需要申报保管场所。请在购买机动车时办理手续。详情可咨询鸟取县警察局交通部交通企划课（电话：0857-23-0110）。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/36772.htm>

任意保険

拥有汽车、摩托车时，请务必加入任意险。加入任意险虽不强制，但日本交通事故加害者一方需赔付的赔偿金及机动车修理费等属于高额赔偿。任意险可在损害保险公司购买。

邮政

邮费

邮票可以在邮局，便利店，大学生协购买。邮包费用及寄达日期，国际邮包等，可直接至邮局或日本邮政官网查询。

〔日本邮政〕<https://www.post.japanpost.jp/index.html>

不在联络票

日本邮寄现金和重要文件，通常采用挂号的方式寄出，即「书留」。一般信件会投至信箱内，而「书留」需要本人直接收取。本人不在家时，邮递员会将「不在联络票」投至收件人的信箱内。

如过期不联系，该「书留」将退回寄件人。如果收到「不在联络票」，可询问日本友人，或尽快按照指定的电话号码，指定新的收件时间。



アルバイト

資格外活動（アルバイト）許可

在留資格「留学」や「家族滞在」で日本に在留する外国人がアルバイトをするときは、出入国在留管理局で「資格外活動許可証」をあらかじめ取得してください。詳細は9ページを参照してください。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-life-job>

アルバイト情報

- ・ 大学会館マーレ（第1食堂）横の掲示板〔鳥取地区〕
- ・ 大学生協のアルバイト情報サイト“トリジョブ”：torijob.toridai-coop.jp

税金について

1年間（1月～12月）のアルバイト収入が、約100万円を超えたときは、住民税がかかります。詳しい手続きについては、市役所市民税課に確認してください。

〔鳥取地区〕<https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/1187741432207/index.html>

〔米子地区〕<https://www.city.yonago.lg.jp/9169.htm>

処罰の対象となる行為

- ① 資格外許可を受けずにアルバイトをしたとき
留学生はもちろん、その雇用者も共犯者として重く処罰されます。
- ② 決められた週の時間数（28時間）を超えて、アルバイトをしたとき
- ③ 風俗営業や風俗関連営業に係るアルバイトをしたとき
バー、キャバレー、ナイトクラブ、麻雀屋、パチンコ屋、ゲーム機設置業、特殊浴場業、ストリップ、ラブホテル、個室マッサージ、客の接待をするホステス等がいるスナック、パブなど。これらの営業所等でのアルバイトは、仕事の内容を問わず認められていません。例えば、掃除やチラシ、ティッシュ配布の仕事であっても認められていません。

打工

资格外活动（打工）许可

在留资格为「留学」或「家族滞在」的外国人, 请在取得「资格外活动许可证」后从事有薪酬的工作。详细请参考9页。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-life-job>

工作信息

- ・ 大学会館（第1食堂）旁的公告板〔鳥取地区〕
- ・ 大学生协用工信息网“TORI SHOP”：torijob.toridai-coop.jp

税金

若一年打工收入（1月～12月）超过100万, 需缴纳住民税。详细手续请咨询市役所市民税课。

〔鳥取地区〕<https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/1187741432207/index.html>

〔米子地区〕<https://www.city.yonago.lg.jp/9169.htm>

处罚对象

- ① 未取得资格外许可打工者
除留学生外, 雇用方会作为共犯者得到严厉处罚。
- ② 打工时间超过规定时间（每周28小时）
- ③ 在风俗或风俗场所关联的地方打工
酒吧, 酒馆, 夜总会, 麻将室, 弹珠赌博, 游戏机设置行业, 特殊洗浴中心, 脱衣舞店, 爱情旅馆, 包间按摩, 待客陪酒餐饮店等场所, 与上述行业相关, 无论工种性质均属违法。例如: 清扫或是派发传单或纸巾。

ごみの分別・捨て方

ごみ捨てのルール

ごみは住居地のルールに従って、種類ごとに分けて捨てます。ルールを守ってごみを捨ててください。

[鳥取市] <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1574043524285/index.html>

[米子市] <https://www.city.yonago.lg.jp/10367.htm>

●ごみの分別

ごみは分別表に従って適切に分けてください。正しく分けていないごみは、回収されません。ごみの分別・回収方法はとても複雑です。オリエンテーションで配布される冊子をよく確認してください。

●ごみ袋

可燃ごみ・プラスチックごみは指定袋に入れて捨ててください。指定袋に入っていないごみは回収してもらえません。指定袋はコンビニやスーパーなどで購入できます。

●回収日・時間

ごみの種類によって回収される曜日が決まっています。回収される曜日は住んでいるところによって異なりますので、必ず確認してください。回収日以外にごみは出さないでください。

●ごみ置き場

住んでいるところによって、ごみ置き場は異なります。決められたごみ置き場以外にごみを出すことはやめてください。

●ごみの不法投棄

- ・ゴミを決められた場所に捨てないことは「不法投棄」と呼ばれます。この行為を行った者は、5年未満の懲役か、1千万円以下の罰金を支払います。
- ・街の中にあるリサイクル用品を収集する場所は、民間のリサイクル会社が所有しています。これらの場所に置いてある物品を勝手に取ってくることは、窃盗です。

垃圾分类・丢弃方法

垃圾丢弃规定

请遵从居住地的垃圾丢弃规定, 按分类丢弃垃圾, 务必遵守。

[鸟取市] <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1574043524285/index.html>

[米子市] <https://www.city.yonago.lg.jp/10367.htm>

●垃圾分类

日本的垃圾分类, 回收方法十分复杂, 请遵从垃圾分类表进行分类, 不正确的分类将被拒收。请认真查阅入学说明会上派发的小册子。

●垃圾袋

可燃垃圾, 塑料类垃圾, 请使用指定的垃圾袋, 否则将被拒收。指定垃圾袋可在便利店或超市购买。

●回收日及回收时间

垃圾按照分类, 会在不同时日被清运, 清运日按照区域划分, 请事先了解所住区域的规则, 指定回收日以外, 请不要把垃圾放至垃圾场。

●垃圾场

垃圾场的位置随社区划分。请勿将垃圾放置在垃圾场以外的地方。

●垃圾的不法投弃

- ・「不法投弃」是指把垃圾放置在垃圾场以外的地方, 违者可处以5年以下监禁或1千万日元以下罚款。
- ・个别街区设置的旧物收集处, 属于民间的旧物回收公司。擅自拿走其物品, 属于偷窃, 应避免误会。

8. 交通安全・防災

緊急時の連絡先

●緊急電話番号（通話無料）

- 犯罪・事故 … **110（警察）**
- 火事・病気 … **119（消防車・救急車）**

連絡時は、「①事故か犯罪か、②場所・住所、③自分の名前」を伝えます。119番に連絡するときは、「火事」か「救急」かも伝えてください。

また、鳥取県では、119番通報で英語、中国語、韓国語等の電話同時通訳体制が365日24時間利用できます。

●校内緊急電話番号（留学生サポートデスク）

- 鳥取大学国際交流課（緊急時24時間対応）… **090-7541-9245**

役立つウェブサイト

■外国語鳥取県防災マニュアル（いざという時のために）

<https://www.pref.tottori.lg.jp/6152.html>

■鳥取市総合防災マップ

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1193824856318/index.html>

■米子市防災マップ

<https://www.city.yonago.lg.jp/6585.htm>

■鳥取県防災アプリ

<https://www.pref.tottori.lg.jp/toripynavi/>

■国際交流財団防災ハンドブック

<http://www.torisakyu.or.jp/user/common/pdf/handbook2018.pdf>

総合防災アプリ

鳥取県が提供する無料の総合防災アプリです。鳥取県の危機管理情報や最寄りの避難所情報等を多言語で把握できます。携帯を持っている人はこのアプリを使って、ふだんから防災に関する情報を確認しておいてください。



iPhone用



Android用

8. 交通安全・防災

紧急联络方式

●紧急电话号码（免费电话）

- 犯罪事件・事故 … **110（警察）**
- 火灾・疾病 … **119（消防车・救护车）**

拨通紧急联系电话，请告知 ①是事故还是犯罪，②地点・地址，③自己的姓名。拨打119电话时，首先指明是“起火”还是“救护”。

鸟取县的119电话，可一年365天，一天24小时配备英语、汉语、韩语等同声传译服务。

●校内紧急电话（留学生支援服务）

- 鸟取大学国际交流课（24小时紧急应对）… **090-7541-9245**

相关网站

■外语鸟取防灾手册（紧急情况时使用）

<https://www.pref.tottori.lg.jp/6152.html>

■鸟取市综合防灾地图

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1193824856318/index.html>

■米子市防灾地图

<https://www.city.yonago.lg.jp/6585.htm>

■鸟取县防灾应用程序

<https://www.pref.tottori.lg.jp/toripynavi/>

■国际交流财团防灾手册

<http://www.torisakyu.or.jp/user/common/pdf/handbook2018.pdf>

综合防灾应用程序

鸟取县提供的免费综合防灾应用程序，可以多种语言获取有关危机管理和距离最近的疏散中心的信息。如果您有手机，请使用此应用程序，确认相关防灾信息。



iPhone用



Android用

交通規則

- ・ 飲酒運転は自動車、自転車に関わらず法律で厳しく罰せられます。
- ・ 携帯電話を見たり使いながら運転すると、自動車、自転車に関わらず刑罰が科せられます。
- ・ 自動車を運転するには、日本で有効な免許証が必要です。
- ・ 自転車の二人乗りは法律違反です。絶対にしないでください。
- ・ 自転車を新たに取得したら、必ず防犯登録が必要です。
- ・ 捨ててあるように見える自転車に乗った場合、窃盗罪に問われることがありますので、注意してください。

自転車に乗る時の注意

- ・夜に自転車に乗る時は必ずライトをつけてください。反射材を付けるのも有効です。
- ・雨の日は、傘を差して自転車に乗ってはいけません。レインコートなどを着用しましょう。
- ・雪の日は、絶対に自転車に乗ってはいけません。滑って大けがをすることがあります。
- ・ヘッドフォンを付けた状態で走行することは危険ですので、絶対にしないでください。
- ・自転車はすぐには止まれません。スピードを出しすぎないようにしましょう。
- ・自転車で他人を死傷させたり、物を壊したりした時には多額の損害賠償が発生します。必ず「留学生向け学研災付帯学生生活総合保険」に加入してください(22ページ参照)。

万が一、交通事故にあったら…

- ① ケガ人が出た場合は、すぐ119番に電話して救急車を呼んでください。
- ② 警察（110番）に連絡して、警察官の指示に従ってください。
- ③ 指導教員に連絡してください。【指導教員の連絡先：
- ④ 加入している保険会社に指導教員と相談の上、すみやかに届け出てください。

交通规则

- 酒后驾驶机动车, 自行车, 均受法律严惩。
- 行驶过程中使用携带电话, 无论机动车, 自行车, 均会受到处罚。
- 驾驶机动车, 必须拥有日本的有效驾驶证。
- 两人共骑一辆自行车属违法行为, 绝对禁止。
- 购买新自行车后, 务必完成防盗登录。
- 骑行貌似丢弃的自行车, 会有盗窃嫌疑, 应避免。

骑自行车的注意事项

- 夜晚骑行, 请务必打开车灯。粘贴反光材料同样有效。
- 雨天禁止骑车打伞, 请穿雨衣出行。
- 切勿在雪天骑行, 一旦滑倒可能会严重受伤。
- 戴耳机骑行十分危险, 应绝对避免。
- 因惯性无法立即停车, 请严格控制速度。
- 骑车致他人伤亡或损毁物件, 会造成高额的损害赔偿。请务必加入「学研灾害附带学生生活综合保险」。(参照22页)

万一发生交通事故时...

- ① 如果有人受伤,请立即拨打 119 呼叫救护车。
- ② 报警请拨打 110,并按照警察的指示行动。
- ③ 请联系指导教师。【指导教师的联络方式:】
- ④ 与指导教师咨询,迅速通知投保的保险公司。

地震がおきたら

日本は地震の多い国です。万一の時に備えて、普段から地震に対する準備をしておきましょう。

事前の備え

●重い家具などは壁に固定する

家具が倒れてくる位置や、落下物が予想される位置では絶対に寝ないでください。

●避難場所を確認しておく

地震が起きて、危険から身を守るために避難しなければいけないことがあります。

詳しくは、鳥取県防災アプリ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/toripynavi/>) から最寄りの避難場所を確認してください。

- ・留学生宿舍に住んでいる人：湖山西小学校グラウンド(国際交流プラザの隣)
- ・湖山地区に住んでいる人：鳥取商業高校、または鳥取湖陵高校のグラウンド
- ・米子キャンパスにいる人：湊山公園、または湊山球場

●非常時の持ち出し品

応急医療品、日用品、貴重品などは袋にまとめ、避難時にすぐに持ち出せるように準備しておきましょう。

地震が起きた時の行動

①まず身の安全を！

テーブルやベッドなど頑丈な家具の下にもぐりこみ、座布団やクッションで頭をカバーします。

②すばやく火の始末

調理などで火を使っている時は、すぐに火を消します。「火を消せ」と大声で叫ぶことも大切です。

③非常脱出口を確保

窓や戸を開けて出口を確保します。落下物などでケガをすることがありますので、慌てて外に飛び出ないこと。

④火が出たら119 → すぐ火を消す

火の小さいうちに、初期消化に当たりますが、危険と感じたらすぐに避難してください。

⑤避難は徒歩で行い、狭い路地やブロック塀、崖や川べりに近づかない

住んでいる所に危険が差し迫った時に避難を開始します。

⑥正しい情報をつかみ、うその情報に惑わされない

うその情報に振り回されないようにしてください。日本に来て間もない人や日本語に自信がない人は、同じ国から来た人や同じ言語を話す人と連絡を取り合うことも大切です。

発生地震時

日本は地震多発の国家。为以防万一，日常需做好准备措施。

事前准备

●将沉重的家具固定在墙上

要绝对避免在家具倒下的位置或物体落下的位置睡觉。

●提前确认疏散地点

发生地震时，必须撤离以保护自己免于险境。

更多信息，请从鸟取县防灾应用程序(<https://www.pref.tottori.lg.jp/toripynavi/>) 确认距离最近的避难地点。

- ・留学生宿舍居住人员：湖山西小学(国际交流广场旁)
- ・湖山地区居住人员：鸟取商业高中、鸟取湖陵高中
- ・米子校区居住人员：湊山公园或湊山球场

●紧急时随身携带的物品

紧急医用品，日用品，贵重物品等应常备一个袋子，以便在避难时可立即取出。

发生地震时的行动

①首先是人身安全！

钻入桌子或者床底等比较坚固的家具下面，用坐垫或靠垫护住头部。

②快速处理火源

如果您正在用明火做饭，请立即熄灭灶台。大声喊“熄火”也很重要。

③确保安全紧急出口

打开门窗确保出口安全。请勿慌忙冲出房间，避免坠落物体造成的伤害。

④火情拨打119 → 立刻关闭火源

趁火势小，立刻灭火是常识，感到情况危险，请立即撤离。

⑤步行撤离并远离狭窄的小巷，障碍墙，悬崖或者河边

当危险开始逼近您所居住的地点时，开始撤离。

⑥关注正确信息，勿被虚假信息迷惑

不要被虚假信息迷惑。刚来日本或对日语不自信的人，与本国人或使用同一种语言的人保持沟通极为重要。

9. 防犯・トラブル

盗難・紛失

お財布・キャッシュカード・クレジットカード・在留カード等の盗難にあった、またはなくしたときは、下記の手続きを行ってください。

在留カードの盗難・紛失

- ① 警察へ行き、紛失届を提出し、「紛失証明書」を受け取ってください。
- ② 14日以内に「紛失証明書」「パスポート」「写真」「再交付申請書」「理由書」「証明写真」を持って、出入国在留管理局（米子）へ行き、再交付申請の手続きを行ってください。

キャッシュカードの盗難・紛失

銀行または郵便局で利用停止の手続きを行ってください。

クレジットカードの盗難・紛失

カード会社へ連絡し、利用停止の手続きを行ってください。

※公共料金（電気、ガス、携帯電話等）の引き落としをしているときは、それらの会社にも連絡します。

学生証の盗難・紛失

- ① 教育支援課で再発行用紙を書いた後、生協ショップで再発行手数料2,000円を支払う
- ② 2週間後に教育支援課で学生証を受け取る

9. 防犯・纠纷

盗窃・丢失

钱包, 银行卡, 信用卡, 在留卡等贵重物品丢失或被盗, 请按照以下步骤处理。

在留卡

- ① 至警察局提交物品遗失申告, 并获取「遗失证明书」。
- ② 14日以内, 持「遗失证明书」「护照」「照片」「补发申请」「理由书」和「证明专用照片」, 至出入国在留管理局（米子）, 申请补办。

银行卡

请到银行或邮局办理银行卡停用手续。

信用卡

请与信用卡公司联系暂停使用。

※如果水电, 燃气, 电话等公共费用, 是定期从信用卡中扣除, 请分别与各公司联系。

学生证

- ① 前往教育支援课填写补发表格后, 在大学生协商店支付再发行手续费2,000日元。
- ② 两周后, 可在教育支援课领取学生证。

日本で生活するうえで気をつけること

薬物

日本では、あらゆる麻薬の所持、使用、売買が禁止されています。麻薬を所持しているだけで逮捕され、懲役刑に科せられます。

人間関係のトラブル

特定の人やその親族などを追いかける、待ち伏せする、交際を強制する、繰り返し電話やメールをする、相手の評判を傷つけるような情報を拡散するなどの行為は、ストーカーと呼ばれる迷惑行為です。ストーカー行為をした者は、1年未満の懲役または100万円未満の罰金が科せられます。

また、自分がストーカーの被害に遭っていると感じたときは、すぐに指導教員や国際交流センターなどに相談してください。

銀行口座

日本では、銀行口座を開設することは、犯罪の可能性のある行為として厳しく管理されています。自分の銀行口座を他人に譲ることは絶対にしてはいけません。この行為を行った者は1年未満の懲役または100万円以下の罰金に科せられます。

その他

- 日本では法律で、19歳以下は飲酒も喫煙も禁止されています。
- 鳥取大学のキャンパス内は全面禁煙です。
- 知的財産権の保護が厳しくなっています。不正コピーなど、純正でないパソコンソフトの使用などは処罰の対象です。
- 写真撮影、特に他人の写真を撮るときは、撮影してもよいか確認してください。
- 意図していなくても、他人を傷つけるような行為、例えばセクハラ（セクシュアルハラスメント）、アルハラ（アルコールハラスメント）などにならないように、気をつけてください。
- 留学生がセクハラ等の被害者になることもあります。自分がセクハラを受けていると感じたら、相手にはっきりとやめるように伝えてください。それでもやめないときは、指導教員や国際交流センターなど誰かに相談してください。

鳥取大学は留学生のみなさんに、日本の法律に従って日本で生活して欲しいと思っています。
あなたが法律で禁じられていることを知らなかった場合でも、法律違反をすれば違反です。
以上のような行為をした場合、鳥取大学では下記のとおり、処分の対象となります。

需要注意的事项

药物

日本禁止持有, 使用和销售任何毒品。仅携带毒品一项即可判刑入狱。

人际关系纠纷

对特定的人或其家属进行跟踪, 埋伏, 强制交往, 反复打电话或发邮件, 散布损害他人声誉的信息等行为, 被称作跟踪行为。实施跟踪的人将处以一年以下监禁或100万日元以下的罚款。

如感觉自己受到此类骚扰, 请立即与指导教员或者国际交流中心联系。

银行账户

在日本, 严格管理因开户引发的犯罪可能行为。切勿将自己的银行账户转给他人。否则, 将处以一年以下监禁或100万日元以下的罚款。

其他

- 日本法律规定, 20 岁未滿者禁止饮酒和吸烟。
- 鸟取大学校内严禁吸烟。
- 严格知识产权保护。违规复制, 使用非正版 PC 软件等行为将受到处罚。
- 拍摄照片时, 尤其是在拍摄他人照片时, 请先向对方确认是否可以。
- 即便不是故意, 也请避免发生伤害他人的行为, 例如性骚扰 (sex harassment), 酒精骚扰 (alcohol harassment) 等等。
- 留学生要避免被骚扰。如感觉自己受到了性骚扰, 请明确告诉对方停止该行为。阻止无果, 请与指导教员或国际交流中心联系。

鸟取大学希望各位留学生遵守日本的法律。
不了解法律禁令下的违反行为, 同样属于违法。
违反上述规定的行为, 鸟取大学将按下列条款严肃处理。

学生の懲戒

鳥取大学懲戒処分等の標準例

区分	行為の内容	懲戒処分等の種類
犯罪行為	殺人、強盗、強姦、放火、身代金誘拐、障害等の凶悪な犯罪行為または犯罪未遂行為	退学
	窃盗、詐欺、恐喝、強迫、強要、過失致死、過失傷害等の犯罪行為を行った場合	退学、停学または訓告
	賭博、住居侵入、他人を傷害するに至らない暴力行為の犯罪行為であって、刑法等に抵触する場合	停学または訓告
	痴漢行為、わいせつ行為、のぞき見行為、盗撮行為、その他の迷惑行為等であって、刑法、軽犯罪法、青少年保護条例法、迷惑防止条例等に抵触する場合	停学または訓告
	ハラスメントに関する極めて悪質な犯罪行為を行った場合	退学
	ハラスメントに関する上記以外の犯罪行為を行った場合	停学または訓告
	ストーカー行為等の規制等に関する法律に抵触する極めて悪質な犯罪行為を行った場合	退学
	ストーカー行為等の規制等に関する法律に抵触する上記以外の犯罪行為を行った場合	停学または訓告
	薬物犯罪（麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、向精神薬等の不法所持、売買またはその仲介等）を行った場合	退学または停学
	コンピュータまたはネットワークの不正使用に関する極めて悪質な犯罪行為を行った場合	退学
	コンピュータまたはネットワークの不正使用に関する上記以外の犯罪行為を行った場合	停学または訓告

学生懲戒

鳥取大学懲戒処分条款例

分類	行為内容	纪律处分种类
犯罪行為	杀人，抢劫，强奸，纵火，绑架勒索等凶恶的犯罪行为或犯罪未遂行为	退学
	盗窃，诈骗，恐吓，勒索，强迫，过失致死，过失伤害等犯罪行为	退学，停学或训诫
	赌博，非法闯入未对他人造成伤害的暴力行为的抵触刑法行为	停学或训诫
	违反刑法，轻犯罪法，青少年保护条例法和防骚扰条例等的淫秽，猥亵，偷窥，偷拍和其他骚扰行为	退学，停学或训诫
	涉及骚扰的极其恶意的犯罪行为	退学
	涉及骚扰的以上之外的犯罪行为	停学或训诫
	涉及跟踪等违反法律的极其恶意的犯罪行为	退学
	涉及跟踪的以上之外的犯罪行为	停学或训诫
	涉及毒品的犯罪行为（毒品，大麻，鸦片，兴奋剂，精神药物等的违法持有，买卖或中介）	退学或停学
	进行涉及不正当使用电脑或网络的极端恶意犯罪行为	退学
	进行涉及不正当使用电脑或网络的以上之外的犯罪行为	停学或训诫

区分	行為の内容	懲戒処分等の種類
交通事故・違反	悪質な運転「飲酒運転（酒酔い運転・酒気帯び運転）、無免許運転、大幅な制限速度超過違反等」による死亡事故または高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合	退学
	悪質な運転による上記以外的人身事故を伴う交通事故を起こした場合	退学または停学
	人身事故を伴わない「飲酒運転（酒酔い運転・酒気帯び運転）、無免許運転、暴走運転等」の悪質な交通法規違反	退学、停学または訓告
	前方不注意等の相当な過失による死亡または高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合	退学、停学または訓告
	前方不注意等の相当な過失による上記以外的人身事故を伴う交通事故を起こした場合	停学または訓告
	物損事故等の事故・違反の場合。ただし、反則金（交通反則通告制度に基づき行政処分として課される過料）に該当する場合で、軽微な道路交通法違反等については、対象としない	嚴重注意
	本学の財物に対し、著しく物的損傷を与えた場合	退学または停学
	本学の保有する機密情報を漏洩させる等、鳥取大学セキュリティ基本方針に関する規則に規定する基本方針に違反する行為を行った場合	退学、停学、訓告または嚴重注意
非違行為	アルコール飲料の一気飲み等で、未成年者または飲めない者等に飲酒を強制し、死に至らしめた場合	退学
	未成年者と知りながら飲酒をさせた場合	退学、停学、訓告または嚴重注意
	その他の非違行為	退学、停学、訓告または嚴重注意
研究活動不正行為	鳥取大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規則第2条第2項に定義する捏造、改ざん、盗用等の不正行為について、同第3条に規定する遵守事項に違反した場合	退学、停学または訓告

【備考】試験不正行為については、下記「試験において不正行為を行った場合の取り扱いについて」から取り扱う。
1）当該期の単位はすべて認めない、2）懲戒処分は行わない

分類	行為内容	纪律处分种类
交通事故・違反	恶性驾驶行为「酒后驾驶（酒后驾驶 / 醉酒驾驶），无照驾驶，严重超速等」所造成的的死亡事故或者有高度后遗症人身伤害的交通事故	退学
	恶意驾驶行为所造成的的以上之外的人身伤害的交通事故	退学或停学
	饮酒驾驶「饮酒驾驶（酒后驾驶 / 醉酒驾驶），无照驾驶，失控驾驶等」无人身伤害的违反交通法规的恶性行为	退学、停学或训诫
	因未注意前方等疏忽大意而导致死亡或高度后遗症的人身伤害的交通事故	退学、停学或训诫
	因未注意前方等疏忽大意而导致以上之外的人身伤害的交通事故	停学或训诫
	物损事故的事故，违反， 但属于罚款的案件（根据交通违法行为通报系统，作为行政制裁处以罚款），并且不涵盖轻微违反《道路交通安全法》的案件	嚴重注意
	造成本大学财产严重受损的行为	退学或停学
	泄露大学持有的机密信息等违反《大学安全基本政策》的规定和基本政策的行为	退学、停学、训诫或嚴重注意
不当行为	向未成年人或不能喝酒的人强行灌酒，并导致其死亡的行为	退学
	明知对方为未成年人仍劝酒的行为	退学、停学、训诫或嚴重注意
	其他的不当行为	退学、停学、训诫或嚴重注意
研究活动的不当行为	违反关于防止鸟取大学科研活动不当行为的规则中第2条第2款所定义的不当行为，例如捏造，伪造，剽窃等，同违反第3条规定的事项	退学、停学或训诫

【备注】考试作弊行为，按照「考试中发生作弊行为时的处理」的相关规定。
1）当学期的学分全部无效，2）无纪律处分

10. 卒業・修了後の手続き

住居の退去・各種解約手続き

1_ 退去日の連絡

■留学生宿舍

退去予定日の前月の20日までに管理人室へお知らせください。長期休暇となる8・9月に退去する人は、7月10日までに知らせてください。申し出がないときは、8・9月分の使用料を支払わなければなりません。

また、**学期末の3月、9月に退去する人は、20日（土日を除く）までに退去してください**（4月から入居したときは、翌年の3月20日、10月から入居したときは、翌年の9月20日までに退去してください）。

※退去は、平日の13:00～18:00の間で行ってください。大学休業日にはできません。

■公営・民間アパート

退去予定日の1～2ヶ月前までに、次のところへ連絡してください。連絡が遅れると余分に家賃を支払わなければならない場合があります。

- ・県営住宅（住まいまちづくり課：0857-26-7397）
- ・市営住宅（建築住宅課：0857-22-8111）
- ・民間アパート等：契約している不動産会社、または大家さん

2_ 部屋の掃除

必ず部屋の掃除をしてから退去をしてください。留学生宿舍の場合は、掃除をせずに帰国すると、次の留学生がすぐに使えないだけでなく、後片付けなどで大変な迷惑がかかりますので、絶対にやめてください。

公営・民間アパートの場合は、家主や、管理会社が部屋の点検をします。住み始めたときと同じ状態にしておかないと、敷金などから掃除・修理代などが差し引かれ、状態が悪ければ追加でお金を支払うことになります。

※家具などの大型ゴミは、一般のゴミ置き場に放置しないでください（29ページ参照）。

3_ 公共料金等の精算と解約

■電気・ガス・水道・インターネット料金

退去日の数日前に、料金請求書に書かれた営業所やサービスセンターに連絡し、料金の精算と使用停止の手続きをしてください。

■携帯電話

出発前に携帯電話ショップへ行き、解約手続きをします。解約には1時間程度かかりますので、時間に余裕を持って手続きをしてください。

4_ 預金口座の解約

銀行・ゆうちょ銀行窓口に、**①通帳 ②キャッシュカード ③在留カード ④印鑑**を持参し、解約手続きを行います。公共料金を口座引き落としで支払っている場合は、必ず料金の精算が済んだことを確認してから、預金口座を解約してください。

10. 毕业・结业后的手续

退租・各种解约手续

1_ 确认退租日期并联系房屋管理人

■留学生宿舍

请在退租日前一个月的20日, 通知管理人。8・9月暑期, 请于7月10日前提出申请。如未申请, 需支付8・9月的费用。
在学期末的3月, 9月退租者, 请于20日(周六日除外) 前搬离。

※请在平日13:00～18:00间搬离。大学休假期间无法搬离。

■公营・民营公寓

请在退租预定日的1～2个月前联系。否则可能需要多付房租。

- ・县营住宅（社区发展课：0857-26-7397）
- ・市营住宅（建筑住宅课：0857-22-8111）
- ・民间公寓等：签约的不动产公司、或房东

2_ 房屋清扫

请彻底清理房屋。留学生宿舍不做清扫一走了之, 将导致下一位同学无法立刻入住, 后期整理也会相当麻烦, 请务必完成清扫。

公营, 民营公寓由房东, 管理公司检查房间。如不能恢复原状, 则从押金扣除清扫, 修理费, 状况太差需要追加费用。

※家具等大型垃圾, 请不要放到一般的垃圾场（参照29页）。

3_ 公共费用的结算与解约

■水电、燃气、网络费用

请在退租数日前, 联系票据单上的营业所及服务中心, 申请办理结算及停用手续。

■携帯電話

请在出发前办理解约手续。解约手续需要约1个小时, 请预留充足的时间。

4_ 帐户解约

携带 **①存折 ②银行卡 ③在留卡 ④印鉴**, 前往银行, 邮储银行窗口办理解约手续。如果是账户自动扣款, 请务必完成结算再解约。

市役所での手続き

日本での留学を終えて日本を出国する場合、出国日が決まったら、住居地の市役所へ行って、以下の手続きを行ってください。住居地を離れる14日前から手続きが可能です。

【持っていくもの】 ❶ パスポート ❷ 在留カード ❸ 国民健康保険証 ❹ 国民年金手帳

1 _ 転出届の提出

最初に、「転出届」を住民登録担当窓口へ提出してください。国民健康保険や国民年金の脱退手続きをする前に、この手続きをしてください。

2 _ 国民健康保険の脱退手続き

国民健康保険窓口で、脱退手続きを行います。未払いの保険料があれば支払います。また、多く払い過ぎていた場合は、この時に返金されます。

保険証の有効期限が出国日までに訂正されるので、出国日まで使えます。

3 _ 国民年金の脱退

国民年金窓口で、脱退手続きを行います。

市役所的手续

完成学业离开日本时, 离境日期确认后, 请到居住地区市役所办理以下手续。可以在离开居住地的14日前办理手续。

【携带物品】 ❶ 护照 ❷ 在留卡 ❸ 国民健康保险证 ❹ 国民年金手册

1 _ 提交转出通知

请向居民登录窗口提交「转出通知」。在办理国民健康、国民年金退保手续前, 办理此手续。

2 _ 退出国民健康保险手续

在国民健康保险窗口办理退保手续。如有未支付的保险费, 需要缴清。如有多支付的保险费, 此时可退款。保险证的有效期限更正至出国当日, 离境前有效。

3 _ 退出国民年金

在国民年金窗口办理退保手续。

在留資格に関する手続き

休学・卒業・就職などで大学を離脱するときは、在留期限が残っていたとしても、「留学」の在留資格のまま日本に滞在することはできません。すみやかに出国するか、または引き続き日本に滞在する場合は在留資格を変更してください。届出は、離脱の日から14日以内に行ってください。

活動機関に関する届出

卒業・修了後に他の大学への進学、または就職を予定しているときは、「活動機関に関する届出」を書き、出入国管理局へ提出してください。届出は、離脱の日から14日以内に行ってください。離脱後すぐに帰国するときは、「活動機関に関する届出（離脱）」を書いて、出国する日の14日前までに、出入国在留管理局に提出してください。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-immigration4>

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/status-residence>

■ 届出の方法

電子届出システム（<https://www.ens-immi.moj.go.jp/NA01/NAA01S/NAA01STransfer>）を利用するか、出入国在留管理局に持参するか、郵送してください。郵送するときは、「活動機関に関する届出」と、在留カードのコピーを送ってください。

在留資格の変更許可申請

● 卒業・修了後に帰国をせず、就職を予定している場合

現在の在留資格「留学」から、就労可能な在留資格へ変更してください。

● 卒業・修了後に日本で就職活動を行う場合

在留資格「特定活動」への変更を申請してください。この在留資格で認定される在留期間は最長6ヶ月です。

※活動機関に関する届出については、取次申請はしません。自分で行ってください。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/necessary-documents-Immigration3#変更>

在留カードの返却

在留期間が終了し日本を出国するとき、空港で所持する在留カードを審査官に返します。

進路等に関する調査

「卒業・修了・退学等後の在留資格・進路について」を、卒業・修了・退学の日までに下記URLから必ず入力してください。これは、鳥取大学国際交流課に提出するものです。

[URL] <http://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/online-application/status-of-residence>

在留資格相关手续

毕业, 结业, 就业后离校, 即使在留期限内, 也不得以「留学」资格滞留在日本, 请尽快离境或办理在留资格变更手续。

活动机构相关申报

毕业, 结业后如果升学至其它大学, 或者就业的留学生, 请填写「活动机构申报书」, 于变更或离境14日前提交至出入国管理局。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/students-immigration4>

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/status-residence>

■ 申报方式

电子申报系统利用（<https://www.ens-immi.moj.go.jp/NA01/NAA01S/NAA01STransfer>）, 或至出入国在留管理局, 也可采用邮寄的方式。邮寄时, 请寄送「活动机构申报书」及在留卡复印件。

在留资格变更许可申请

● 毕业、结业后不回国, 就职内定者

请将「留学」在留资格, 变更为即将就职的在留资格。

● 毕业、结业后, 在日本从事就职活动者（寻找工作）

请申请变更为「特定活动」在留资格, 此在留资格最长在留期间为6个月。

※活动机构申报书不可代理申请, 请本人自行办理。

<https://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/necessary-documents-Immigration3#変更>

在留卡归还

在留期结束, 离开日本时, 请在机场将在留卡归还给审查官。

毕业规划相关调查

毕业, 结业, 退学后的在留资格, 去向等, 请在离校前通过下述链接提交鸟取大学国际交流课。

[URL] <http://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/online-application/status-of-residence>

帰国前の手続きチェックリスト

No.	✓	帰国前にすべきこと
1		帰国に必要な手続きを所属学部・研究科の教務係(学生係)に確認する
2		成績・卒業証明書などの発行が必要な場合は、早めに依頼する(p.16)
3		宿舍・アパートの退去予定日を、宿舍管理人・管理会社に連絡する(p.12)
4		荷物を片付け、部屋をきれいに掃除する(p.37)
5		水道・電気・ガス・インターネット等の解約手続きを行い、料金を精算する(p.37)
6		郵便局に転居届を提出する
7		図書館から借りている本を返す
8		預金口座を解約する(p.37)
9		市役所での各種手続き(転出届、国民健康保険・年金の解約)を行う(p.38)
10		携帯電話を解約する(p.37)
11		宿舍・アパート退去日に家主 / 管理会社に部屋の点検をしてもらい、未精算費用を精算する
12		「活動機関に関する届出」を入国管理局に提出する(p.39)
13		在留カードを空港の審査官に返す

- 学内で手続きをする … No. 1, 2, 7
- 宿舍・アパートの手続き … No. 3, 4, 5, 11
- 市役所・郵便局・銀行等で手続きをする … No. 6, 8, 9, 10
- 入国管理局の手続きをする … No. 12, 13

回国前手续确认清单

No.	✓	回国前确认清单
1		向所属学部・研究科教务系(学生系)确认回国必要手续。
2		需要成绩・毕业证明, 请尽早申请(p.16)
3		将宿舍或公寓的退租日, 通知宿舍管理人・管理公司(p.12)
4		收拾行李, 并将房间打扫干净(p.37)
5		解约水电, 燃气, 网络等服务, 并结清费用(p.37)
6		向邮局提交转居通知
7		归还图书馆书籍
8		解约银行帐户(p.37)
9		在市役所办理各种手续(转出通知, 国民健康保险・年金解约)(p.38)
10		电话解约(p.37)
11		在离开宿舍或公寓时, 请房东 / 管理公司检查房间, 并结清费用
12		向出入国管理局提交「活动机构申报书」(p.39)
13		将在留卡归还给机场的审查官

- 校内手续 … No. 1, 2, 7
- 宿舍・公寓手续 … No. 3, 4, 5, 11
- 市役所・邮局・银行手续 … No. 6, 8, 9, 10
- 入国管理局手续 … No. 12, 13

大学内施設

●鳥取大学附属図書館

鳥取地区には中央図書館、米子地区には医学部図書館があります。学部生は10冊まで、大学院生は15冊までを一度に借りることができます。図書の貸出を希望する場合は、図書館の受付で手続きを行ってください。

〈開館時間〉

■月～金曜日 8:40～23:00（試験期間も同じ）

■土・日・祝日 9:00～17:00（試験期間は9:00～23:00）

■休業期 8:40～17:00（時間は変更になることがあるので、ホームページを確認してください）

〈休館日〉

年末年始、学生休業期の土・日・祝日、毎月末日の午前中

〔中央図書館（鳥取キャンパス）〕：<http://www.lib.tottori-u.ac.jp/calendar/openhour.html>

〔医学図書館（米子キャンパス）〕：<http://www.lib.tottori-u.ac.jp/med/calendar/openhour.html>

●総合メディア基盤センター

無線LANの整備、e-Learningの普及、セキュリティソフトやオフィスソフトの無償提供を行っています。

〔総合メディア基盤センター〕<https://www.center.tottori-u.ac.jp>

〔米子サブセンター〕<https://www.med.tottori-u.ac.jp/subcenter/>

●キャリアセンター

キャリアセンターでは、就活生への支援として就職相談を行っています。就職に関することなら何でも、一人一回40分間、キャリア相談員が相談に応じます。キャリアセンター窓口で相談予約を受け付けています。気軽に利用してください。

■場所 共通教育棟B棟1階

■開室時間 月～金曜日 8:30～17:15

■Email：syusyoku@ml.adm.tottori-u.ac.jp

〔キャリアセンター〕<https://www.tottori-u.ac.jp/career/>

〔留学生のためのサポートサイト〕<https://www.ryugakusei.com>

校内设施

●鸟取大学附属图书馆

鸟取校区有中央图书馆, 米子校区有医学部图书馆。学部生一次可借阅书籍10册, 研究生一次可借阅书籍15册。希望借书者, 请在图书馆柜台办理手续。

〈开馆时间〉

■周一～周五 8:40～23:00（考试期间相同）

■周六日・国定假日 9:00～17:00（考试期间 9:00～23:00）

■休假期间 8:40～17:00（时间偶有变更, 请从网站确认）

〈休馆日〉

年末年初, 学生休假期的周六日・国定假日、每月最后一日上午

〔中央图书馆（鸟取校园）〕：<http://www.lib.tottori-u.ac.jp/calendar/openhour.html>

〔医学图书馆（米子校园）〕：<http://www.lib.tottori-u.ac.jp/med/calendar/openhour.html>

●综合媒体基础中心

无线LAN设计维护, e-Learning的普及, 并免费提供防毒, 办公软件。

〔综合媒体基础中心〕<https://www.center.tottori-u.ac.jp>

〔米子 sub 中心〕<https://www.med.tottori-u.ac.jp/subcenter/>

●职业中心

职业中心可以为求职学生提供求职相关咨询。任何求职相关问题, 可寻求职业咨询员的协助, 一人一次40分钟。职业中心窗口接受咨询预约。欢迎利用。

■场所 共通教育栋B栋1楼

■开放时间 周一～周五 8:30～17:15

■Email：syusyoku@ml.adm.tottori-u.ac.jp

〔职业中心〕<https://www.tottori-u.ac.jp/career/>

〔留学生相关协助网站〕<https://www.ryugakusei.com>

●鳥取大学生協（Co-op）

鳥取大学生協では、書籍・文具・飲食品の販売など、大学生活に必要な様々なサービスを提供しています。また、アルバイトやアパートの紹介なども行っています。

大学生協が運営する学生食堂では、ムスリムの学生のためにハラル推奨メニューを提供しています。

〔鳥取大学生生活協同組合〕<https://tottori-univ.coop>

鳥取キャンパスショップ 営業時間

（変更になることがあります。生協HPをご確認ください。）

■月～金曜日 8:20～18:20

■土曜日 10:30～14:00

米子キャンパスショップ 営業時間

（変更になることがあります。生協HPをご確認ください。）

■月～金曜日 8:20～18:00

●トレーニングルーム（鳥取地区体育施設内）

大学内にあるトレーニングルームを利用できます。利用希望者は、まずは学生部学生生活課で説明を受けてください。

〈利用時間〉

■月～土曜日 9:30～20:00（長期休業中 10:00～16:30）

<https://www.tottori-u.ac.jp/2118.htm>

●多文化交流室（地域学部棟2階）

国際交流スペースとして自由に使用できます。また、お祈りをする部屋としても利用できます。

〈利用時間〉

■月～金曜日 8:00～19:00

●利用可能なパソコンについて

（鳥取地区）中央図書館に40台、総合メディア基盤センターに80台のパソコンがあります。

（米子地区）医学図書館に10台、学生係に留学生貸出用ノートパソコンがあります。貸出期間は1週間です。

●鳥取大学生協（Co-op）

鳥取大学生協, 可提供大学生活必要的各种服务, 书籍, 文具, 食品均有售, 此外, 也可为学生介绍零工, 公寓等。
大学生协经营的学生食堂, 可为穆斯林学生提供清真菜单。

〔鸟取大学生生活协同组合会〕<https://tottori-univ.coop>

鳥取校园商店营业时间

■周一～周五 8:20～18:20

■周六 10:30～14:00

米子校园商店营业时间

■周一～周五 8:20～18:00

●健身房（鸟取校区体育设施内）

可以使用校内健身房, 需事先在学生部学生生活课接受说明。

〈使用时间〉

■周一～周六 9:30～20:00（假期 10:00～16:30）

<https://www.tottori-u.ac.jp/2118.htm>

●多文化交流室（地域学部棟2楼）

可自由使用的国际交流空间, 也可做宗教祷告的房间。

〈使用时间〉

■周一～周五 8:00～19:00

●可使用的电脑

（鸟取校区）中央图书馆内40台, 综合媒体基础中心80台电脑可供使用。

（米子校区）医学图书馆内10台, 留学生可至学生科租用电脑。租借时间一周。

便利な大学周辺施設一覧

●鳥取・米子市役所

居住地の届出、国民健康保険等に関する質問は市役所へ行ってください。

鳥取市役所

〈開庁時間〉

■月～金曜日 8:30～17:15 / 電話 0857-22-8111

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/index.html>

米子市役所

〈開庁時間〉

■月～金曜日 8:30～17:15 / 電話 0859-22-7111

<https://www.city.yonago.lg.jp>

●鳥取県国際交流財団

在住外国人の支援や、鳥取県内の国際交流を推進する組織です。また、「日本語クラス」の開催や、生活に関する相談も行っています。

〈利用時間〉

■鳥取市:月～金曜日 9:00～18:00 / 土曜日 9:00～17:30

■米子市:月～金・日曜日 9:00～17:30

<http://www.torisakyu.or.jp/ja/>

●鳥取市国際交流プラザ

市民と外国人が相互に国際理解を深め、国際交流を推進するための施設です。生活の相談や生活支援を行っています。英語、中国語を話せるスタッフがいます。

〈利用時間〉

■火～日曜日 9:00～17:00

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/1407227486884/index.html>

●県立図書館（鳥取市）

オンライン予約をして鳥取大学で受け取ったり、鳥取大学附属図書館へ返すことができます。

〈利用時間〉

■月～金曜日 9:00～18:00 / 土日・月・祝日 9:00～17:00

〈休館日〉

■毎月第2木曜日、毎月末日、年末年始

<http://www.library.pref.tottori.jp>

●鳥取県立布勢総合運動公園（鳥取市）

体育館、陸上競技場、テニス場などがあります。公園内で散歩やジョギングをしたり、トレーニングルーム（1回250円）を利用できます。

〈利用時間〉

■県民体育館（トレーニングルーム） 月～日金曜日 9:00～22:00

〈県民体育館休館日〉

■毎月第3火曜日

<http://www.fuse-sportspark.com>

大学周辺施設一覧

●鳥取・米子市役所

居住地申报, 国民健康保険等业务, 请至市役所咨询。

鳥取市役所

〈时间〉

■周一～周五 8:30～17:15 / 电话 0857-22-8111

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/index.html>

米子市役所

〈时间〉

■周一～周五 8:30～17:15 / 电话 0859-22-7111

<https://www.city.yonago.lg.jp>

●鳥取县国际交流財団

为协助在日本的外国人, 并推进鸟取县内国际交流活动的公益组织。内设日语课程, 并提供生活相关咨询。

〈开放时间〉

■鸟取市:周一～周五 9:00～18:00 / 周六日 9:00～17:30

■米子市:周一～周五 9:00～17:30

<http://www.torisakyu.or.jp/ja/>

●鳥取市国际交流plaza

为增进市民与外国人的相互理解, 并促进国际交流活动的设施。可提供生活咨询及相关协助。工作人员会说英语, 汉语。

〈开放时间〉

■周二～周日 9:00～17:00

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/1407227486884/index.html>

●县立图书馆（鳥取市）

可网络预约后至鸟取大学取书, 也可至鸟取大学附属图书馆还书。

〈开放时间〉

■周一～周五 9:00～18:00 / 周六日, 周一, 国定假日 9:00～17:00

〈休馆日〉

■每月第2周四, 月末日, 年末年初

<http://www.library.pref.tottori.jp>

●鳥取县立布勢综合运动公园（鳥取市）

有体育馆, 陆上竞技场, 网球场等, 可在公园内散步, 慢跑, 也可使用健身房（1次250日元）。

〈开放时间〉

■县民体育馆（健身房） 周一～周日 9:00～22:00

〈县民体育馆休馆日〉

■每月第3个周二

<http://www.fuse-sportspark.com>





鸟取大学<鸟取> 校园地图

发行：广报中心(电话：+81-857-31-5750)

<http://www.tottori-u.ac.jp>

